

議 事 日 程 第 2 号

令和6年6月5日(水) 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

出欠議員氏名

出席議員 (24名)

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 佐野洋平 | 議員 | 2番 | 成澤和音 | 議員 |
| 3番 | 高橋千夏 | 議員 | 4番 | 関谷幸子 | 議員 |
| 5番 | 高橋英夫 | 議員 | 6番 | 高橋壽 | 議員 |
| 7番 | 小久保広信 | 議員 | 8番 | 影澤政夫 | 議員 |
| 9番 | 山村明 | 議員 | 10番 | 堤郁雄 | 議員 |
| 11番 | 植松美穂 | 議員 | 12番 | 古山悠生 | 議員 |
| 13番 | 島貫宏幸 | 議員 | 14番 | 木村芳浩 | 議員 |
| 15番 | 相田克平 | 議員 | 16番 | 遠藤隆一 | 議員 |
| 17番 | 太田克典 | 議員 | 18番 | 我妻徳雄 | 議員 |
| 19番 | 山田富佐子 | 議員 | 20番 | 佐藤弘司 | 議員 |
| 21番 | 鳥海隆太 | 議員 | 22番 | 島軒純一 | 議員 |
| 23番 | 齋藤千恵子 | 議員 | 24番 | 工藤正雄 | 議員 |

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市 長 近藤洋介 総務部長 神保朋之

| | | | |
|-----------------|-------|----------------|-------|
| 企画調整部長 | 遠藤直樹 | 市民環境部長 | 佐藤明彦 |
| 健康福祉部長 | 山口恵美子 | 産業部長 | 安部晃市 |
| 建設部長 | 吉田晋平 | 会計管理者 | 本間加代子 |
| 上下水道部長 | 安部道夫 | 病院事業管理者 | 渡邊孝男 |
| 市立病院 事務局長 | 和田晋 | 総務課長 | 高橋貞義 |
| 財政課長 | 土田淳 | 政策企画課長 | 伊藤尊史 |
| 教育長 | 佐藤哲 | 教育管理部長 | 森谷幸彦 |
| 教育指導部長 | 山口博 | 選挙管理委員会 委員長 | 玉橋博幸 |
| 選挙管理委員会 事務局長 | 竹田好秀 | 代表監査委員 | 志賀秀樹 |
| 監査委員 事務局長 | 鈴木雄樹 | 農業委員会会長 | 小関善隆 |
| 農業委員会 事務局長 | 柴倉和典 | | |

出席した事務局職員職氏名

| | | | |
|--------|-------|-------|------|
| 事務局長 | 栗林美佐子 | 事務局次長 | 細谷晃 |
| 議事調査主査 | 曾根浩司 | 主任 | 齋藤舞有 |
| 主任 | 佐藤丈史 | | |

午前10時00分 開 議

- 相田克平議長 おはようございます。
ただいまの出席議員24名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第2号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

- 相田克平議長 日程第1、一般質問を行います。
順次発言を許可いたします。
一つ、学校統廃合における、子供たちの健やかな「学び」と「育ち」の環境整備について外1点、
3番高橋千夏議員。

〔3番高橋千夏議員登壇〕（拍手）

- 3番（高橋千夏議員） おはようございます。
一新会の高橋千夏です。
初めに、傍聴に来ていただいた皆様、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。
議席をいただいてから、2年目に入りました。
いつ何どきも本質的な視点と、部分最適ではなく全体最適の視点を持って、視座を高くして活動してまいります。

では、一般質問初日、初めてのトップバッターです。しっかり務めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 相田克平議長 暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

~~~~~

午前10時14分 開 議

- 相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
システムトラブルにより、御迷惑をおかけいた

しました。

一般質問冒頭から再開いたします。

順次発言を許可いたします。

一つ、学校統廃合における、子供たちの健やかな「学び」と「育ち」の環境整備について外1点、  
3番高橋千夏議員。

〔3番高橋千夏議員登壇〕（拍手）

- 3番（高橋千夏議員） 皆さん、おはようございます。

一新会の高橋千夏です。

初めに、傍聴に来ていただいた皆様、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

議席をいただいてから、2年目に入りました。  
いつ何どきも本質的な視点と、部分最適ではなく全体最適の視点を持って、視座を高くして活動してまいります。

一般質問初日、初めてのトップバッターです。  
しっかり務めてまいりますので、どうぞよろしく  
お願いいたします。

大項目として、学校統廃合における、子供たちの健やかな「学び」と「育ち」の環境整備についてであります。

来年、令和7年度に第一中学校と第五中学校が統合するところから始まり、令和8年度に南成中と北成中、令和9年度には統合小、さらに令和11年度には東成中が開校します。これからの5年間は、関係する子供たちにとっても、我々市民にとっても、大きな過渡期です。

人口減少の中、統廃合は避けて通れないこともあるかもしれません。しかしながら、昨年4月にこども家庭庁が発足し、国も「こどもまんなか」社会に向けて動き出しています。本市においても、「こどもをまんなかに」という意識で取り組んでいきたい思いです。

そこで、質問いたします。

小項目1として、部活動の在り方についてお伺いいたします。

主に中学校の話になりますが、中学校の統廃合

と地域移行は同時期で進めている状況です。部活動と地域移行の関係性について御教示ください。

また、今年度から部活動地域移行に関する検討委員会を設置するなど、体制整備に向けてさらに前進していると思います。現在の進捗をお教えください。

そして、部活動や地域クラブについて考えるときに、大事なことが1つあると思っています。それは何かというと、生涯スポーツとは何かという視点です。教育委員会及び米沢市が考える生涯スポーツとは何かということです。多くの子供たちが、部活動や地域クラブがスポーツを始める最初のきっかけとなる可能性が高く、恐らく生涯スポーツの第一歩だろうと考えるわけですが、本市にとって生涯スポーツとは何か、部活動から生涯スポーツになるまでの本市が考える理想像について御教示ください。

続いて、小項目2はコミュニティ・スクールについてであります。

過去にもこのコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度について一般質問があったようですが、学校統合が本格化するこの時期に質問いたします。

文部科学省の公表内容によりますと、令和4年度のコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の実施状況について、山形県では公表されている35市町村のうち、実施状況100%が16自治体、0%は9つあるわけですが、本市は0%という結果となっています。導入に至っていない背景及び今後の計画や地域と学校の連携の在り方について御教示ください。

続いて、小項目3は教職員の働き方改革についてであります。

現在本市でも進められている先生方の働き方改革について、目標と達成状況など、現状をお教えください。

また、特に統廃合に関わる学校に勤務しておられる先生方には、これからの統廃合時期にかけて

現場レベルでの負荷が予想されます。それに対する対策など、現時点で想定しているものがありましたら御教示ください。

もう一つの大項目として、民間事業者へのサポート体制等についてであります。

昨今、コロナ禍を経て、ゼロゼロ融資の返済が始まっています。中小企業庁によると、民間金融機関でゼロゼロ融資を借りた企業のうち、2024年3月で完済した企業は16%、53%が元金を返済中とのことです。

本市でも、今年に入り倒産する企業があり、コロナ禍からの業績回復が進む企業とそうでない企業が出ることを危惧するところです。

材料費高騰や人件費アップによる価格転嫁のタイミング、人材不足、付加価値のつけ方、商品力など、民間事業者が特にコロナ禍を経て御苦労されていることを耳にします。

民間事業者自身が努力することは前提ではありますが、本市としてどのようなことができるか、状況が苦しい民間事業者をどの程度把握しているか、お伺いいたします。

続いて、小項目2は民間事業者の情報の取扱い方、生かし方、庁内連携についてであります。

例えば、ふるさと納税関係であれば商工課、畜産や農業関係であれば農政課など、民間事業者の方はそれぞれの分野によって米沢市役所のいろいろな部署と関わると思います。庁内の部署間の連携、民間事業者に関する情報の取扱い方、生かし方について御教示ください。

今は、売り出すプロダクトに対して付加価値をつける時代です。民間事業者が米沢市にあるというのも魅力の一つで、広報する側としては売っている商品やプロダクトにスポットを当てがちですが、今の消費者は「どんな人たちが」「どんな思いで」「どのようにつくっているか」「どのように提供しているか」、会社自体の取組に興味を持ち、消費行動に結びつくことがあります。付加価値をつけるために、庁内では情報をどのように

扱うか御教示ください。

続いて、小項目3は、今後産業団地を造るに当たり、これまで造成した産業団地の知見をどのように生かすかであります。

今まで、本市単独ではないにしろ、米沢市八幡原中核工業団地や米沢オフィス・アルカディアが造成されました。今は、次の産業団地造成に向け、検討段階に入っています。

一方で、近隣自治体でも、例えば福島おおぞらインター工業団地や上山市、長井南産業団地周辺地区でも整備や誘致が始まっています。そういった産業団地との連携、あるいはこれから造成する産業団地の立ち位置、優位性など、本市のお考えをお聞かせください。

以上、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私から、1、学校統合における、子供たちの健やかな「学び」と「育ち」の環境整備についてお答えいたします。

初めに、(1)部活動の在り方についてお答えします。

まず、本市の学校部活動の現状としましては、少子化の影響により部員数の減少が顕著な種目があります。部員が少なくなった種目では、連携プレーの練習ができなかったり、試合ができなかったりと、種目の特性や楽しさに触れる機会が損なわれています。このような現状から、本市でも学校の枠を超えて活動ができる環境整備が必要だと考えております。

そこで、本市では令和8年度から部活動は平日のみとし、休日の中学生のスポーツ・文化活動が地域クラブでできるように、現在、体制整備に向けて各連盟・協会と協議を進めているところです。

中学生の受皿としましては、スポーツ少年団も受皿の一つであります。現在、中学生の受入れを行っている団体に加え、受入れを行っている団体がない種目もあることから、新たな地域クラブを

設立する必要があると考えております。

そこで、学校部活動が設置されている種目において、教員と連盟・協会の方が中学生の活動の場について協議する機会を設け、種目ごとにどのような形であれば中学生を受け入れることができるかについて、検討を進めていただいております。

中学生を受け入れていないスポーツ少年団においても、受入れが可能か、検討を始めていただいているところです。

今年度は、新たな地域クラブの設立に向けて、スポーツ活動で6種目、文化活動で1種目について実証事業を行う予定であります。実証事業を行いながら、地域クラブの運営にどのくらいの費用が必要かを算出したり、活動場所や指導者の確保など、持続可能なクラブ運営に必要なことを検討したりすることで、今後の地域クラブの設立に生かしてまいります。その中で、現在、学校部活動で指導して下さっている部活動指導員の方や外部コーチの方の関わり方などについても検討してまいります。

次に、部活動の地域移行を進めるに当たり、本市として生涯スポーツをどのように考えているかについてですが、本市では今年4月に「市民の誰もがスポーツを通じ輝き活気に満ちあふれるまち米沢」を基本方針とする第2期米沢市スポーツ推進計画を策定し、市民の皆様のスポーツ活動を推進していくこととしておりますが、その中に掲げている4つの基本目標の中の一つを「誰もが楽しめる生涯スポーツ活動の推進」とし、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが一年を通して楽しめる生涯スポーツを推進し、共生社会の実現を目指しているところです。

本市としましては、生涯にわたり、市民の誰もが、それぞれ異なる年齢、体力、目的、興味などに合わせ、「いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも」楽しみながら体を動かし、健康の維持増進のみならず、生活の中の楽しみやストレス発散、爽快感や満足感、交流による他者との連帯感

など、身体的にも精神的にも満たされる効果を持つのが生涯スポーツであると考えており、本市まちづくり総合計画の中でも「1市民1スポーツ」の推進を掲げ、生涯スポーツを充実させる取組を継続しております。

また、本市が取り組んでおります健康長寿日本一に向けても、年齢を重ねていく中において生涯スポーツの充実は欠かせないものであり、若年層においても、中学校生活の中での部活動だけで終わらせることなく、今後移行する休日の地域における活動や、卒業後においても何らかの形でスポーツを継続していくことで、スポーツをすることを通じた楽しさや喜び、共に行い、つながりを感じるによる心身の健康維持・増進を図っていくことができる生涯スポーツへとつながっていくものと考えております。

加えて、このたびの部活動の地域移行に際しましては、スポーツ活動のみを推奨するものではなく、例えば平日は運動部活動に所属しながら、休日は茶道、華道、絵画、ボランティア活動などといった文化活動に取り組むということも、生徒それぞれの希望により積極的に実施されるべきであり、そのような環境もしっかりと整えていく必要があると考えております。

今後は、ただいま申し上げたようなことを踏まえながら、休日部活動の地域移行に向け、子供たちの健やかな学びと育ちに寄与できるよう、地域の実情や各競技等によって異なる事情などに応じた持続可能で多様な環境を整備し、少子化の中でも将来にわたり本市の子供たちが様々な活動を体験し、親しむことができる機会を確保してまいりたいと考えております。

次に、(2) コミュニティ・スクールについてお答えいたします。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置する学校のこと、地域住民や保護者、教職員などが参画して、学校運営の改善や活性化に取り組む制度です。具体的には、学校運営に関す

る様々な事項について協議し、決定・実行することができます。

国は、社会に開かれた教育の実現のため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を進めております。

本市では、地域学校協働活動推進事業に取り組み、平成29年度から令和4年度までの間、設置期間は異なりますが、市内小学校2校に地域コーディネーター、学校支援ボランティア及び学校関係者で構成する地域学校協働本部を設置しておりました。学校と連携して、地域住民が教科学習や体験学習等の支援活動を行う仕組みづくりを推進し、学びの成果を生かして活躍できる機会を提供することができたところです。

現在、全ての学校で学校評議員制度を導入し、校長の推薦により選出された地域の代表者、保護者の代表者、学識経験者から成る学校評議員を委嘱し、学校の教育活動に対して様々な視点から御意見をいただきながら、家庭や地域との連携協力の強化、地域に開かれた学校づくりを推進しております。

今後につきましては、コミュニティ・スクールについては段階的な実施の検討が必要だと考えております。先進地域の視察や実施状況を把握しながら、研究を進めてまいりたいと考えます。

最後に、(3) 教職員の働き方改革についてお答えします。

本市では、教育委員会として教職員の勤務実態を把握するとともに、教職員自身が自らの時間外勤務の実態について認識し、自己管理するために、在校等時間を客観的に捉える方策が必要であると考え、令和3年度からICカードを利用した出退勤時間の管理と在校等時間の把握を行っております。

県は、令和5年度から7年度において、月平均の時間外在校等時間80時間を超える教職員0人を目標値としております。

本市におきましては、令和5年度につきまして

は、小学校は目標を達成しておりますが、中学校は着実に減少してはいますが、目標達成までには至っておりません。

また、令和4年度と5年度の時間外在校等時間の平均時間の推移ですが、小学校は前年度と同程度ですが、中学校は下期について前年度より約50分ほど短くなっており、意識や手だての定着が図られたものと捉えております。

働き方改革を進めるに当たり、学校組織をデジタル化していくことは大切です。学校のDX化の取組は、データのデジタル化と業務過程のデジタル化がありますので、デジタル化できることから進めております。

具体的には、データのデジタル化を行い、市内全ての小中学校で校務支援システムを活用し、校務事務の効率化を図るとともに、会議資料のペーパーレス化による印刷時間と手間の削減、データ共有による類似資料作成の負担軽減を図っています。学校から各家庭に配付される各種お便りについても、PDFで送信している学校もあります。

業務過程のデジタル化では、クラウドで資料を共有し、合意形成を図りやすくしたこと、児童生徒の欠席の報告をフォームで集約し、クラウドで情報共有する、連絡事項は職員間の教育チャットを使用する、共通のカレンダーアプリを利用し日程の調整管理を行うなどの効率化を図り、今まで確認のために費やしていた時間が不要となっている学校もあります。

ペーパーレスになっていないものについては、児童生徒や保護者が直接記入しなければならないもの、中学校の進学に関する書類については手書きとなっています。全てをデジタル化するのではなく、デジタルのよさ、アナログのよさを生かしながら、デジタル化できるところはシステムを構築し、ペーパーレス化を図っていきます。

働き方改革は、教員の業務が時間で区切ることができない部分があるため、学校の業務改善に向けて教員の仕事を洗い出すことから始めており、

改善できる部分については手だてを講じています。

教員の仕事に対するモチベーションを維持することも大切です。教員が子供と向き合える時間を確保し、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていくため、教育委員会においても学校現場の業務改善に向けた支援を引き続き行ってまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、2番、民間事業者へのサポート体制等についてお答えいたします。

初めに、(1)の民間事業者からのヒアリング状況についてですが、新型コロナウイルス感染症への対応として様々な制度融資が実施され、中でも県と本市が協調して実施しました制度融資である地域経済変動対策資金は、コロナ融資として融資金額が一番大きい融資制度でありますので、本市における本融資制度の返済状況についてまず御説明いたします。

本融資制度は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した事業者に対しまして、地元金融機関が貸付けを行い、貸付利子及び信用保証料を全額県と本市で協調して補助する、山形県版のゼロゼロ融資と呼ばれる融資制度であります。

そこで、本融資制度の返済状況であります。令和5年12月時点で融資の条件変更をした案件が44件あり、そのうち、返済が厳しく、措置期間を延長する元金繰延べが23件、ほかの融資制度への借換えや保証協会による代位弁済、収益の増加などによる繰上償還が合わせて21件となっております。条件変更に移行した件数の割合は融資総額の6.3%であります。県全体では条件変更が約7%となっていることから、本市は県平均をやや下回る状況となっております。

なお、県によりますと、今年4月以降、措置期

間や返済期間を延長し、月々の返済負担を軽減するため、県の借換え資金に関する相談が増加しているとのことであります。

また、融資を実行している地元金融機関の分析によりますと、「返済や資金繰りに窮している事業所については、コロナ禍以前から経営不振に陥っているケースが多く、そのほかの事業所の返済状況は比較的落ち着いている状況にあるものの、今後、円安や物価高騰による経営状況への影響を注視する必要がある」とのことです。

次に、市内民間事業所に対する企業訪問による経営状況のヒアリングについてですが、商工課が中心となりまして定期的に市内事業所を訪問し、経営者、経営幹部の方々から直接お話をお聞きすることで、経営状況をはじめ、景気動向やニーズの把握に努めているところです。

それによりますと、現在の市内企業の景況感につきましては、業種によりばらつきが見られるものの、製造業を中心にやや停滞局面にあるものと捉えているところです。

その主な理由としましては、中国における景気の低迷、円安やウクライナ情勢に起因する原材料やエネルギー価格などの高騰、コロナ禍以降の半導体需要の変化による生産調整、そして原材料費や人件費などのコスト増加分を思うように価格転嫁ができていないことなどが主な要因として挙げられます。

しかしながら、景況感がマイナスと感じる企業がある一方で、市内におきましても急激な円安の影響により恩恵を受けている企業や、コスト上昇分を価格転嫁することができている自動車産業などをはじめとした輸出関連企業につきましては、比較的業績が好調と伺っております。

本市では、今後も引き続き市内民間事業者を定期的に訪問させていただきながら、様々情報交換を行い、各社の経営状況や業種ごとの動向などを分析することで、市内全体の景況感の把握に努めてまいります。

次に、（２）民間事業者の情報の取扱い方、生かし方、庁内連携についてですが、先ほど御説明しましたとおり、市内の企業訪問の中で伺いました技術支援や設備投資などに対する相談をはじめ、敷地周辺の道路や側溝、樹木に関する問題など、様々な問合せや御要望に対し、その都度すぐに庁内関係部署や外部関係機関などにつなぎ、解決に向けて一緒に現地を確認するなどしながら、サポートに努めているところです。

そのほかの庁内での取組事例を申し上げますと、広報よねざわを活用した地元企業を紹介する「ここ（米沢）にいいいい仕事」がございます。この事業につきましては、若手産業人材の地元定着を目的として、市内民間事業所で活躍する若手社員の目線で企業の魅力、地元企業で活躍する若者の姿を情報発信しておりますが、商工課が広報に掲載を希望する民間事業者との調整役を担い、魅力推進課が取材を担当することで、地元企業の魅力発信を行っているものです。

また、創業を考えている方や創業間もない方を対象に、創業に必要なスキルの習得などを目的とした「よねざわ創業塾」を毎年実施しております。受講生を含む支援対象者が実際に創業した際には、魅力推進課と連携し、市内事業所のブランディング強化を支援している米沢品質向上運動の取組を紹介するなどしております。

さらに、健康課では、健康長寿日本一を目指した取組の一つとして「よねざわ健康長寿応援団」事業を実施しておりますが、その賛同事業所としての登録を促すため、商工課が制作しております「まちなかぶらっとランチマップ」への参加店舗に対し登録をお願いするなど、連携した取組を進めております。

御意見のとおり、民間事業者をサポートする上で庁内での連携推進は重要なことですので、今後も関係部署と積極的に情報を共有しながら、事業者のニーズへの対応とともに、行政課題への民間事業者の協力依頼など、庁内関係部署と

の連携強化に努めてまいります。

次に、(3) 今後産業団地を造るに当たり、これまで造成した産業団地の知見をどう生かすかについてですが、まず、これまで本市で分譲を進めてきました米沢八幡原中核工業団地と米沢オフィス・アルカディアの2つの産業団地につきましては、いずれも国が主導して整備した産業団地であり、国の特殊法人合理化計画に基づき、平成25年度末をもって用地を処分することになったことから、本市が独立行政法人中小企業基盤整備機構から未分譲用地を取得し、その管理・譲渡に係る業務を引き継いできたものであります。

そのような経緯から、本市では企業誘致に関する知見や蓄積したノウハウは有しているものの、産業団地整備に関する知見はあまり持ち合わせていないのが実情であります。

本市では、産業団地整備に関する検討を進めるに当たり、令和4年度に実施しました産業団地開発調査のデータを基に、昨年、新産業団地整備に係る庁内関係部署と組織を横断した内部検討会とプロジェクトチームを立ち上げ、各部署の知見を生かしながら、様々な課題を整理し、新産業団地整備の可能性について検討を深めてきたところです。

今年度中に最終候補地を選定する予定でありますので、関係部署の専門性に加えて、今まで企業誘致で得た知見も十分に生かしながら、整備に向けた検討を進めてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番(高橋千夏議員) 御答弁ありがとうございます。

順次質問いたします。

まず、部活動についてです。

部活動と地域移行の関係性、あとは生涯スポーツの考え方について御教示いただきました。

ここからはより具体的な質問をさせていただきたいのですが、例えば統合時期における部活動に

ついて、近々ですと来年統合する第一中学校と第五中学校、今月の中体連が終わったら2年生が主体になって活動すると思うのですが、来年度4月に統合で、その2か月後の6月にすぐに中体連になるわけです。例えばチームで行う競技なんかは、2か月でまとめたりということがすごく難しいと思うわけですが、統合前に例えば第一中学校と第五中学校合同の部活動の練習などは予定しているかどうか、教えてください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お答えいたします。

第五中学校と第一中学校が来年度統合し、第一中学校という形になるわけですが、まず第五中学校と第一中学校では様々統合に向けてそれぞれの学校間で交流活動を行えるように進めているところです。具体例としましては、例えば吹奏楽部は、今年度はもう既に開催しているわけですが、定期演奏会を合同で開催するなどという取組をしています。

運動部活動についても、必要に応じて練習試合などの合同の練習を行っているところです。

新人大会以降については、次年度統合が決まっているチーム同士で合同チームを組んでもよいという特例がございますので、必要に応じて合同チームを組んで大会に出場するということが可能ですが、現在のところ、第五中学校と第一中学校ではそれぞれ話合いを持って、無理に合同チームを組むということは考えていないようです。というのも、第五中学校は今年で閉校になりますので、最後の締めくくりをしっかりと五中生としての誇りを持って過ごしたい、そして一中との統合を迎えたいという気持ちもあるようです。ですので、必要に応じて合同チームを組むという可能性もありますが、現時点では無理にそのような形で合同チームを組んで出場するという事はないようです。

以上であります。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。  
合同チームの特例ということで、承知しました。

基本的には必要に応じてということになるかと思いますが、その辺の決裁権はそれぞれの校長先生が考えるようなイメージでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 そのとおりでございます。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 続いて、例えばこれも具体的な例になるのですけれども、これから一緒になる統合先の学校には部活動があるのだけれども、現在通っている学校に部活動がない場合、例えば希望する生徒がいたとします。統合先の部活動に入ることは想定しているかどうか、教えてください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 統合する前の在籍する学校に部活動がない部について、統合後の部活動に在籍できるかということについてであります、これは校長の判断というよりも教育委員会の判断として、それは認めない方向で考えています。理由としましては、現在在籍している学校の部活動の障がいになり得ること、あと、部活動で統合する先の学校に出向いての活動となりますと、顧問が引率をしなければならないということもありますし、そういった意味でも現在在籍している学校の活動が成り立たなくなるということ、さらには移動中の様々な安全ということも考慮しますと、それについては認めない方向で考えているところでございます。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 理解しました。移動中など、いろいろな理由があって、教育委員会としては現時点では認めないということですね。

例えば地域クラブに関してはそうではないという理解でよろしいでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 現在も学校の垣根を越え

て地域クラブについては在籍を認めているところでございますので、議員がおっしゃるとおりでございます。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 責任の所在というところで、今話がありました。付随するところで、個人情報の扱い方です。部活動と地域クラブ間の情報の取扱い方なのですけれども、例えば個々のスキルに関しての情報とか、あるいはチームでやるスポーツであればチームの立ち位置とか関係性とか、あとは例えばメンタル的な部分、そういった部分の情報の扱い方みたいなところ、今想定しているものがあれば教えてください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 生徒の個人情報につきましては、学校からその団体に伝えるのではなくて、保護者が所属する団体等に伝えていただくべき内容だと捉えておりますが、今後、地域の受皿となるクラブの構成によっては、やはり学校での様子などを伝えなければならない、特に命に関わることでとか緊急性が高いものなど、そういったものについては伝えたほうがいいものもあるのでないかと思っておりますので、取扱いについては今後検討してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 大事なことだと思っております。

部署は変わりますけれども、学童についてもそのような話を聞いております。何かというと、学校、学童、あとは家庭ということで、子供たちは3つの顔があると。そういうところは、現時点ではなかなか連携が取れていないところもあると聞いています。これは学校、保護者、あとは地域クラブも一緒だと思っておりますので、地域で子供を健やかに育てるという視点では必ず必要になってくるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続いて、コミュニティ・スクールについてお伺

いいいたします。

先ほど協働本部という話が出てきました。協働本部とコミュニティ・スクールの違いについて、あと学校評議員という話も出てきました。基本的には学校評議員とか協働本部、2か所あったというところ、これは意見を述べるにとどまると思っているのですが、決裁権の所在は異なると思っていますのですが、その認識で合っているかどうか、お教えてください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 議員おっしゃるとおりだと思っております。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番(高橋千夏議員) そうすると、学校評議員制度が米沢市版のコミュニティ・スクールになり得るのかどうかということだと思えるのですが、私自身はそうは思わないのです。学校評議員は決裁権がない、意見を述べるだけなので、コミュニティ・スクールのような運用はできないと思うので、その辺のお考えはいかがでしょう。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 学校評議員制度が米沢市版のコミュニティ・スクールになり得るかという御質問であれば、そうはならないという認識でございます。ただ、その年、その年の学校の経営方針等については、保護者、地域の代表の皆様にお伝えし、しっかりと意見を参考にさせていただきながら学校経営を行っているところでありますので、現在は学校評議員制度を生かしながら学校経営に当たっているところでございます。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番(高橋千夏議員) 了解しました。

例えば令和4年度のデータだと、お隣の高畠町はコミュニティ・スクールの学校導入率100%、南陽市は90.9%、山形市は76.9%ということですので、近隣自治体に視察に行くなどの取組はなされていますでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 現在、その視察については行っていないと認識しているところでございます。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番(高橋千夏議員) 先ほど壇上で教育長から段階的な導入という話もありました。国のほうでは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が平成29年に行われて、コミュニティ・スクールは努力義務という位置づけですが、今後必ず義務化されると思います。いずれは導入が必要になってくると思うのです。段階的な導入という話がありましたが、どのくらいのスケジュールとかというのは今の段階でお示しいただけますでしょうか。

○相田克平議長 佐藤教育長。

○佐藤 哲教育長 今議員お述べのとおり、国や県の動きはそうなっております。今回の御質問のとおり、統合に関わりまして、学校と地域の関わり方は今までと大分変わっていると考えます。例えば1つの学校に2つの地域があったり3つの地域があったりということで、それぞれの学校で新たな地域との連携の在り方を構築していく時期なのかと思っております。

ただ、各学校とも、地域との連携の進め方については、関わり方については、長い歴史の中で様々ありまして、本当にそれぞれの学校独自の取組もあると思われしますので、コミュニティ・スクールの導入に関しては画一的なものでなく、慎重に進めなくてはならないと考えております。

ですので、まず最初に教育委員会のほうで先進地の状況を把握しまして、本市においてどのような形が一番望ましいのか、検討します。

あと、これから統合が始まると、小小連携だったり小中連携の新しい形の構築ということもありますので、一番いい時期にいい形でということを考えながら、進めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 時間がない中ですが、エネルギーも要りますし、私自身は統廃合時期に合わせてというのが一番大事なところと思うところでもあります。

コミュニティ・スクールという資料の中で、いろいろ資料を見ていたのですが、成果の話の中で、校長先生の話で、地域からの苦情が意見や協力に変わったということが載っていました。今本市は、先ほど学校評議員という話がありましたが、場所によっては一部の関係者とか地域住民の方には学校の情報が届かない、ブラックボックス化していることがあると思います。そのブラックボックス化されていたものが、コミュニティ・スクールによって何を行っているか見えるようになって、地域からの苦情が意見や協力に変わった。これは特に地域住民の皆さんがより納得している状態で合意形成できるのではと考えていますし、統廃合に関してもそういったものが含まれるのではないかと考えているのですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 現在のところ、先ほど申しましたように段階的な推進というところで考えておまして、ただ、地域、保護者の皆様にしっかりと学校の状況ですとか課題などをお伝えし、御意見をいただきながら学校経営を進めていかなければならないということは当然でございますので、その点のところは進めてまいりたいと思っております。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いたします。

続いて、先生の働き方改革についてです。

先ほど壇上で小学校は80時間を達成できているが中学校が達成できていないという話がありました。要因は何にあると考えていらっしゃいますでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 小学校と中学校の違いというところで、やはり大きなものとしましては部活動という部分が挙げられるかと思えます。

現在、部活動の開始時刻を早められるように、各学校では年間の授業時数の見直しですとか日課の工夫・改善といったところで進めているところです。

勤務時刻終了後に部活動の指導がございますし、土曜日、日曜日どちらかについては二、三時間程度の指導の時間というものも入ってきますので、そういったところはやはり中学校については負荷になっているかと認識しているところでございます。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） やはり部活動だと思います。さっきの話につながりますけれども、だから地域移行が大事ということで、つながっている話だと思います。

続いて、出退勤時間の管理についてです。

先ほど令和3年度からICカードを利用して管理しているという話がありました。これによって、時間外勤務を抑制することにはつながっていらっしゃいますでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 教職員自身の自覚と申しますか、実際にはそのデータの把握だけではなくて、自分たちでやはりこうしていこうという意識の醸成にはつながっているかと思えます。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 自覚という話がありました。私自身もそう思うわけですが、一方でやはり危惧するのが持ち帰り業務です。この辺は把握できないところだと思うのですが、何か対策とかは取っていらっしゃいますでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 具体的には対策は取っていないところでございますけれども、やはりワーク・ライフ・バランスといったところで、校長の

ほうから各教職員には実際に望ましい働き方について指導しているところがございますし、それぞれの教員の家庭ですとか様々な状況によって働き方というのもやはり考慮すべきものがあるのではないかと認識しているところがございます。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 了解しました。自覚というところに戻ると思いますし、やはりその辺はなかなか難しいところかと思うところです。

ペーパーレスの話に移りますけれども、以前は学校からの連絡といえば紙でしたし、欠席する場合は電話なんかでした。今はもうほとんどがGoogleフォームとか、それぞれの端末配信だと思います。

一方で、先ほど話になりましたが、DX化されていないものがあります。例えば入学時の家族名簿とか臨時的な提出資料なんかは、まだペーパーレスになっていないと思います。その辺は、先ほどアナログのよさという話もありましたが、何か障がいがあるのか、あるいは計画的にそういったものもペーパーレスになっていくのかどうか、教えてください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 様々な年度初めの提出物、保護者の方に御記入いただくようなものについてのDX化でございますが、そのシステムの構築ですとか、情報の取扱い等についての不安というようなものがやはり学校現場にはあるかと思えます。

また、今現在ペーパーレス化を進めていて、実際に進んでいるものとしましては、先ほど教育長も申しましたように会議資料など、そういったものは非常に進んでいるかと思っています。

ただ、学校の教員はどちらかといえばデスクワークではなくて、実際に児童生徒の前に出向いて指導する時間のほうが圧倒的に多い。校舎敷地内で例えばタブレット、ノートパソコンが全てWi

ーFiの環境が整っているかとなりますと、そうではないということ。例えば先々週、地区運動会をされた地区も多いかと思えますけれども、ああいう子供たちの指導については実際にプログラムですとか、紙でその場でめくって指導したほうが素早いものもございますので、なかなかそういったところを含めて、どうしても全てをペーパーレス化していくことはできないというところが今現在の状況と捉えております。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 理解しました。確かにそういった部分はアナログのよさといいますか、現場ではやはり紙が通じる場所があると思ったところです。

では、時間がないところなので、続いて民間事業者のサポート体制についてお伺いいたします。

まず、民間事業者のヒアリング状況というところですが、壇上でも申し上げましたようにコロナ禍を経て改善してきている業者さんと、あとはそこに漏れている業者さんがあるような話でした。

商工会議所さんの伴走型支援があるとお聞きしております。市でヒアリングを行って、その部分で支援が必要だと判断したところに関しては商工会議所の伴走型支援も依頼したりしているということをお聞きしました。この辺の支援について詳しくお聞きしたいのと、例えばそういった支援はどういったものがあるか。過去何期分かの決算書の数字を見て、共に改善するようなイメージでよろしいでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 具体的な事例を御紹介したいと思いますけれども、ポストコロナ時代に対応いたしました新分野展開であったり業態転換、事業・業種転換など、事業再構築などに取り組む市内の事業者の方を御支援するために、米沢市中小企業新展開促進事業を行ったところです。その中で、商工会議所では民間事業者が策定いたします事業計画及び経営改善計画につきまして御相談

に乗りながら策定支援を行いますとともに、事業実施後におきましても事業者の経営指導に継続して当たっていただいております。

また、経営基盤の安定強化を図るために、米沢市中小企業経営基盤強化サポート事業を行いました。その中では専門家により充実した指導、アドバイス、そして継続した経営指導、フォローアップに努めていただいているところであります。

さらに、私どもにも企業さんから経営や事業に関する御相談があった場合につきましては、商工会議所におつなぎいたしまして、経営指導員に適切なアドバイス、経営指導を行ってもらうなど、その後も伴走型の支援を行っているところでございます。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。伴走型の支援と、あとはいろいろヒアリングを行っているということでした。

民間事業者、先ほど壇上でも情報の取扱い方について、基本的にはいろいろな部署で窓口となって相談に乗っていたり、対応しているという話でした。ここで思ったのが、企業情報について市内では何らかのデータベース、それぞれの部署で管理するような話を聞いておりますが、この企業の情報はここを見れば分かるみたいなデータベースは今市内ではないということでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 具体的な企業の情報につきましては、商工課で一元的に、いろいろ企業訪問をした際のお話であったり、そういうふうなまとめたものはデータベース化して持っておりますが、具体的に共有までは至っていないところです。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 商工課でデータベースを持っているということでした。これはほかの市内の方は知ってらっしゃるのですか。見たいとなれ

ば見るのが可能かどうか、そういった情報共有は可能かどうか、教えてください。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 企業さんからは、中には口外しないでいただきたいということもありますが、内容によっては庁内で情報共有することは可能であります。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。

そういう情報共有が今後大事になってくると思うのですね。先ほども話が出ましたが、支援していただくときに、自分たちが商いをやっていて、ここがよくないのだと思っていただけでも、例えば商工課さんに来てもらって話をしていくうちに、実はこっちがよくなかったのだという話になることもあると思うのです。なので、情報共有をしてよくしていくということは今後も大事になってくると思うので、データベースの共有なんかは推進していただきたい思いです。

続いて、産業団地に移ります。

先ほど壇上で本市が産業団地を造成する優位性について聞いたかたのですが、優位性について何かあれば詳しくお聞きかせください。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 米沢市の特徴としまして、他自治体と比べて強いと、優位性があるという部分について申し上げますと、まずインフラ面があると思います。東北中央自動車道、特に福島ー米沢間につきましては無料であることや、山形新幹線などの交通網が充実しているということ、そのことから首都圏へのアクセスは非常によいということがあると思います。

また、宮城、福島、新潟から4系統の電力網が整備されていることから、安定した電力供給が可能ということが挙げられるかと思えます。

また、自然環境の面につきましても、本市は地震などの自然災害が比較的少ないことから、立地していただく企業につきましては安定した事業

運営が可能になること、そういう部分も挙げられます。

加えて申し上げますと、人材面では高等教育機関が充実しておりますので、高度な産業人材の採用の可能性があることであったり、さらには米沢市内には様々な企業さんが立地、集積しておりますので、そういう企業さんとのビジネス連携であったり、あるいは研究・開発など、そういうものも強み、優位性として挙げられるのではないかと考えております。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。

私自身も、安部部長がおっしゃるとおりで、本当に優位性があると思っています。なので、産業団地は必要だと思っているところです。

企業誘致なんかはノウハウがあるけれども、産業団地整備については今までやってこなかった分野になると思います。今期検討を始めると思いますが、例えば先行地域なんかを実際に見たり研究したりということは現時点でなされていますでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 仮に産業団地を整備することになった場合、様々な手法があるということは分かっておりますけれども、具体的に先進地にお伺いしまして、こういうふうな手法があるとか、そういうふうな部分については視察をさせていただいて、いろいろ検討させていただいているところです。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） では、これから視察をしてということですね。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 視察については、もう既に行っているところです。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） ありがとうございます。  
企業誘致に関してはノウハウがあると思います

ので、整備のところを視察されていて、生かせると思ったところです。

最後に、今ある工業団地なのですけれども、具体的な質問になりますが、もし空きが出た場合、基本的には売る民間業者と買いたい民間業者とのやり取りなのかもしれませんが、その辺、本市の関わりについてお伺いしたいのです。

今、産業団地造成に向けて動いておりますが、民間業者によっては条件がよければすぐ買いたい、あとは先ほど壇上でも話がありましたが倒産によって売りたい民間業者が今後出てくる可能性があります。このマッチングについては市としてどのようにお考えか、お聞かせください。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 まず、御相談があった場合、商工課のほうでも市内の空き工場といいますか、そういうところであったり、土地についてもいろいろ情報を持っておりますので、そういうふうな中で今御紹介できるものについては御紹介しているところです。

また、撤退されるとか廃業される場合につきましては、土地、設備などの売却の御希望があれば、条件によって色々御紹介する場合がありますし、うまくいけばその先の交渉につきましては基本的に民間事業者同士で御対応いただいているところです。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 今後、マッチングも大事になってくると思います。産業団地造成については、もう既にすぐ買いたいという業者さんがいたデータもありましたし、あとは倒産などで増えてくることもあるかと思っておりますので、引き続きマッチングについてもお願いしたいと思います。

最後に、産業団地についても一つ質問させていただきます。

今、産業団地の候補が2つあります。ここから1つ選ぶわけですが、例えば残念ながら採用に至らなかったもう一つの候補地を一部でも

いいから開発して、本市に合った形で、例えば商業施設なんかを誘致するような考えは現時点でありますでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 まだそこまでには至っていないところです。よろしく願います。

○相田克平議長 高橋千夏議員。

○3番（高橋千夏議員） 分かりました。

今日は産業団地と子供についてお伺いさせていただきました。

以上です。

○相田克平議長 以上で3番高橋千夏議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時13分 休 憩

~~~~~  
午前11時23分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、大規模自然災害に備えて外1点、18番我妻徳雄議員。

〔18番我妻徳雄議員登壇〕（拍手）

○18番（我妻徳雄議員） おはようございます。もしかするとこんにちかはか、そういう時間になりました。

市民平和クラブの我妻徳雄です。

お忙しい中、傍聴に来ていただきまして本当にありがとうございます。一生懸命務めさせていただきます。

開会が予定よりも、少しシステムのトラブルがあって、10分ぐらい遅れていますけれども、御了承いただいて、質問に入りたいと思います。

初めに、大項目の1、大規模自然災害に備えてについての質問に入ります。

近年、地震や台風、豪雨などの大規模自然災害

が多発しています。今年の1月1日にも能登半島地震が発生しました。自然災害は時や場所を選ばないと、改めて強く感じました。私たちは、自然災害から身を守るため、総合的な防災・減災対策に取り組んでいかなければなりません。

能登半島地震では、道路の寸断による援助の遅れや支援物資の輸送手段の確保、孤立集落への連絡体制、大量の避難者への対応など、多くの課題が浮き彫りになりました。3月定例会の市民平和クラブの代表質問でも、能登半島地震を踏まえ、浮き彫りとなった多くの課題を本市に置き換え、関係する計画の見直しや対策等の進め方についていただきました。

大規模自然災害に備えて、改めて何点か確認、提案をいたします。

まず、地域防災計画の見直しなどはどのように進めているのかについてお尋ねします。

災害対策基本法第42条第1項には、「市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めたときは、これを修正しなければならない」と記してあります。地域防災計画は、自治体が継続的に自己点検をすることが前提となっています。能登半島地震などの大規模災害が発生した場合は、その教訓を十分に生かし、しかも、本市の地形や本市の特性等に応じて具体的な地域防災計画の見直しが必要です。そのためには、見直しをするためのシステムの構築が必要と考えます。地域防災計画を毎年どのように検討し、能登半島地震などの大規模災害の教訓を生かす見直しをどのように進めているのでしょうか。お答えください。

次に、孤立集落の対策についてお尋ねします。

能登半島地震では、道路網が寸断され、山あい孤立集落が続出しました。その数は最大24地区、3,345人に上ったとのこと。

孤立集落の問題が注目されたのは、2004年の新

潟県中越地震からです。中越地震では、7市町村61地区の約2,000世帯が孤立しました。

中山間地域を多く抱え、豪雪地帯である本市においても、大規模自然災害により集落が孤立する懸念があります。孤立集落の想定はできているでしょうか。お知らせください。

内閣府の2014年の調査では、孤立の可能性がある集落は全国で約2万か所とのことです。調査対象の集落全体の約3割にも上ります。水や食料を備蓄していた集落は数%にとどまり、救助のヘリコプターが着陸できる場所があるのは2割以下だったとのことです。集落が孤立した場合の対策をどのように進めるのでしょうか。本市の考えをお聞かせください。

次に、受援計画の策定状況についてお尋ねします。

東日本大震災や熊本地震などの過去の災害では、被災自治体は応援を必要としたものの、目の前の業務に忙殺され、受入れ体制が調整できず、外部からの応援を十分に活用できない事態や、応援職員の派遣を断らざるを得ない事態が発生しています。

このような教訓を踏まえ、あらかじめ応援を必要とする業務や受入れ体制などを具体的に定めておくことにより、災害時に外部からの応援を円滑に受け入れ、その支援を最大限活用して、災害からの早期復旧を図ることを目的としたのが受援計画です。

3月の代表質問の答弁では、現在策定作業中とのことでしたが、急ぎ策定する必要があると考えます。その計画の内容と完成時期はいつ頃になるでしょうか。教えてください。

次に、住宅耐震化の促進についてお尋ねします。

能登半島地震では、住宅約2万8,000棟が全半壊し、245人が死亡しました。犠牲者の多くは建物の下敷きになったと見られ、耐震補強の重要性が改めて明らかになりました。

大地震から自らの命・財産等を守るためには、

住宅や建築物の耐震化を図ることが重要です。住宅等の耐震化を促進することで、犠牲者を大幅に減らすことが可能となります。

本市も高齢化が進み、いかに耐震化率を上げるかという課題に直面しています。本市の住宅の耐震状況はどうなっているのでしょうか。お知らせください。

まずは耐震診断で家のリスク箇所を把握するだけでも、どこに寝るのかなどの住まい方を考えるきっかけとなるのではないのでしょうか。住宅の耐震診断の状況はどうなっているのでしょうか。お知らせください。

家の耐震改修をする上で、多くの人が悩むのは費用の問題かと思われまます。本市でも、耐震化を促進するために、工事費の10分の8、限度額80万円の米沢市住宅耐震改修事業費補助金を設けています。まず、その実績を教えてください。

中山間地域では、高齢化が進み、次に住む世代がいない場合などは、費用や手間を考え、工事をためらいがちになるようです。

住宅は、一番長く過ごす場所です。地震後の事業の継続や復興も、住宅があって初めて成り立ちます。住宅の耐震化をどのように促進するのでしょうか。本市の考えをお聞かせください。

大項目の2点目、森林の有効活用についての質問に入ります。

本市の総面積は5万4,851ヘクタールであり、そのうちの森林面積は4万1,915ヘクタールと、総面積の76%を占めています。民有林面積は3万2,316ヘクタールと、総森林面積の77%を占め、そのうち杉を主体とした人工林は8,029ヘクタールで、人工林率は25%です。

森林は、水源の涵養や水害の防止、木材の生産、土砂流出・崩壊などの災害の防止、気象・騒音の緩和や大気の浄化、野生生物の生息地域の提供、レクリエーション施設や保健教育的活動の場の提供など、様々な面で人々の生活と深く関わっています。また、大気中の二酸化炭素を吸収し、地

球温暖化を防止する重要な役割も担っています。

戦後造林された人工林が本格的な利用期を迎えている中で、豊富な森林資源の循環利用を推進していく必要があります。将来に良好な森（森林）を引き継ぐのは、今を生きる私たちの大きな責務です。

では、具体的な質問に入ります。

まず、森林経営管理意識調査についてお尋ねします。

本市は、令和4年度に森林を所有する所有者に森林経営管理意識調査を実施しました。調査では、米沢市に森林を所有している所有者が、今後の管理についてどのように感じているか、森林を所有していること、境界の認識等について調査しました。調査の結果は、どのようなものだったでしょうか。また、その結果をどのように活用していくのでしょうか。本市の考えをお聞かせください。

次に、（仮称）米沢市森林経営協議会の役割等についてお尋ねします。

令和5年度当初予算に（仮称）米沢市森林経営協議会の設立に218万9,000円の予算が計上されています。重点事業等説明書には、「森林資源解析とアンケート調査の集計が完了することから、林業関係者や有識者などによる協議会を設立し、それらのデータを基に、今後の本市林業振興策や森林経営管理制度の方針の議論及び林業課題の共有並びに意見交換等を行い、本市の林業の発展を図る」と記されています。

改めて協議会に期待することや運営状況についてお知らせください。

次に、森林環境譲与税の効果的な活用についてお尋ねします。

森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものです。

また、森林環境譲与税は、市町村による森林整備の財源として、令和元年度から市町村と都道府県に対して私有林人工林面積、林業就業者数及び

人口による客観的な基準で案分して譲与されています。

森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等の森林整備の促進に関する施策に充てることとされています。

本市は、森林環境譲与税を使って、航空レーザー測量や新生児木製品贈呈事業、森林保育推進事業費補助金などに活用してきました。令和5年度は約3,840万円、令和6年、7年度は約5,160万円を見込んでいます。この貴重な財源を、良好な森林を保つために有効に活用しなければなりません。将来の森林ビジョンを示し、長期的な視点に立った計画が必要と考えます。本市の見解をお聞かせください。

最後に、森林の境界の確定についてお尋ねいたします。

私も、少しですが先祖から受け継いだ山があります。山といっても、正確には山の斜面の一部の土地です。父が生存中は、毎年その山に入り、下草刈りや雪で倒れた杉の木を起こす木起こし作業などをしていました。30年ほど前に父が他界してからは、その山に行かなくなってしまいました。

しかし、数年前の冬に思い立ってトレッキングを兼ねてスノーシューを履いてその山へ行ってみました。しかし、自分の山が全く分かりませんでした。このときは、「雪で覆われているので分かんねんだべな」とたかをくくっていましたが、雪解けを待って、次の年の春に山菜取りがてらにまた行ってみました。しかし、私の記憶にある三十数年前の山と景観があまりにも変わっていて、自分の山（土地）を特定することができませんでした。

また、中山間地では森林等を共同で所持・管理する共同林というものもあります。その共同林の所有者も代替わりをして、相続ができていないと

か、境界が分からずに困った、などの話をお聞きしています。

先祖から受け継いだ土地ですから、私などは活用できるものならば有効に活用したいと思っています。しかし、境界がはっきりしない中で、間伐や伐採等をすることはできません。

本市も、境界を確定するために航空レーザー測量データを活用した森林境界明確化事業を進めていますが、今のままでは本市全体の森林境界の確定には相当な時間と労力を要すると考えられます。自分の森林等を有効に活用したいと考えている人もいるはずで、早急な境界確定の方法を考えられないでしょうか。お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

〔佐藤明彦市民環境部長登壇〕

○佐藤明彦市民環境部長 私から、1の大規模自然災害に備えてのうち、小項目の(1)から(3)についてお答えいたします。

初めに、(1)の地域防災計画の見直し等ほどのように進めているかについてですが、米沢市地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために作成されるものであり、地域防災計画の見直しについては、災害対策基本法や県地域防災計画の修正などに伴い、整合性を図るために行っているところでございます。

本市は、令和4年3月に全国で発生した災害による課題や教訓、新型コロナウイルスなどの感染症対策などへの対応を踏まえた、上位計画である国の防災基本計画や山形県地域防災計画などとの整合を図り、より実効性の高い計画とすることを理由に、改定を行ったところでございます。

令和6年1月に発生しました能登半島地震、令和4年8月に置賜地方を襲った豪雨災害のほか、昨今の異常気象に伴う自然災害が激甚化・頻発化している現状などを踏まえ、国、県の各基本計画の修正に伴い、見直しとの整合を図りながら、本

市においても改めて米沢市地域防災計画を点検し、必要な改定を随時行っていきたいと考えております。

次に、(2)の孤立集落の対策についてお答えします。

孤立可能性のある集落については、人口及び世帯数、通信設備や防災資機材の整備状況を毎年最新の情報に更新しており、令和5年5月1日現在で孤立集落数33集落、戸数178戸、人口405人となっております。

それに対する対策としましては、通信手段の確保のため、衛星携帯電話の整備を進めており、保守点検及び使用訓練を集落の方々と合同で実施しているほか、負傷者や食料などの運搬、住民の避難などの緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保しております。

また、孤立可能性のある集落の住民の皆様に対し、万が一孤立した場合であっても食料及び飲料水、生活必需品を届けることができるドローンを活用しました物資の運搬について、現在検討を進めておるところでございます。

さらに、能登半島地震など、これまでの災害を振り返り、その教訓を生かすため、様々な観点から検討をしていきたいと考えております。

次に、(3)の受援計画の策定状況はについてお答えいたします。

本市では、大規模災害時に被災地以外からの応援を迅速かつ的確に受け入れるため、効率的・効果的に災害対応を実施することを目的として、本市の受援体制を整理した米沢市災害時受援計画の策定を現在進めております。

計画の内容については、4つの基本的な考え方に基づき、具体的な内容を定めたいと考えております。

1つ目は、受援体制と役割分担の明確化についてです。災害対策本部内に受援チームを設置し、受援体制を整備しようとするものです。

2つ目は物資の調達や物流に係る整備について

ですが、物資の集積拠点を選定し、倉庫管理の方法などを整備するものです。

3つ目は業務の明確化についてですが、受援対象業務をあらかじめ特定し、その業務ごとに業務シート、業務フローなどを作成するものです。

4つ目は、早期の応援要請についてです。大規模災害時には、災害の規模を把握することに努め、応援要請が必要かを早期に判断するものです。

以上、御紹介しました4項目を基本項目とし、関係部署との連携を図り、できるだけ早い運用開始に向けて努力してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、1の大規模自然災害に備えてのうち、(4)の住宅耐震化の促進についてお答えいたします。

全国では、度々大規模な地震が発生しているところですが、本市におきましても長井盆地西縁断層帯があることから、大規模地震の可能性が指摘されております。

市民の生命と財産を守るため、地震による建築物の倒壊などの被害が最小限となるよう、本市では県及び関係団体と連携し、平成20年に米沢市建築物耐震改修促進計画を策定、その後、改定を図りながら、住宅の耐震化に努めてきたところであります。

本市の住宅の耐震化率につきましては、平成30年度の住宅・土地統計調査のデータに基づき算出した推計値ではありますが、92.9%と把握しており、今後、令和12年度までの目標値を95%としております。

住宅の耐震化の促進を図るための主な施策を御紹介いたしますと、本市では平成21年度から米沢市木造住宅耐震診断士派遣事業を実施しており、対象となる建物の所有者から申請があった場合、市が耐震診断士を派遣し、診断や耐震補強計画な

どを行っております。診断費用は20万3,500円となりますが、9割を市が負担し、申請者は1割の2万350円の負担で耐震診断を行うことができる事業で、昨年度までの実績は66件となっております。

また、診断により補強工事が必要となる場合の支援として、平成24年度から米沢市住宅耐震改修事業費補助金制度を整備しております。補強工事の費用につきましては、ケースごとに異なるため、一概には言えないところではありますが、診断時の補強工事に要する見積り平均額が約300万円と高額になるため、昨年度までの実績件数は11件と少ない状況であります。

このような経過と、今年の能登半島地震の教訓を踏まえ、今年度からは住宅の中で一番過ごしている居間や寝室などに限定して補強する耐震シェルターや防災ベッドを設置する方に対し、補助の拡大を図ったところでございます。この補助では、工事費の8割、最大30万円まで補助するもので、建物全体を補強する工事費に比べ経済的負担も低減でき、人命確保につながるものと考えております。

このほか、毎年度、米沢市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、普及啓発活動を行っており、具体的には納税通知書に住宅の耐震化を促す文書の同封、耐震改修を行っていない耐震診断実施者へのダイレクトメールの送付、総合防災訓練での家屋の耐震軸組み模型やパネル展示での耐震化の周知も重ねて行っているところであります。

今後もこれらの活動を通して、令和12年度の住宅の耐震化率95%の目標に向け、耐震化の促進に努めてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、2、森林の有効活用についてお答えします。

初めに、(1)の森林経営管理意識調査の結果と活用についてであります。この意識調査は、今後の森林経営管理制度の着実な推進に向け、本市に山林を所有する全ての所有者を対象とし令和4年度に実施したもので、同時期から進めております航空レーザー測量の成果とともに、優先的に森林整備を進める区域の設定などに活用することを目的としたものです。

その調査結果であります。森林所有者3,881人にアンケートを郵送し、そのうち1,873人から御回答いただき、回答率は48.3%でありました。

調査項目は大きく3つありまして、「所有している森林の場所や境界の認識」「現在の森林経営管理の実態」「今後の森林の経営管理方針」についてお聞きしたものです。

1つ目の「所有している森林の場所や境界の認識」に関する設問では、所有している森林の場所などを「全て知っている」と「おおむね知っている」人の割合が約45%、「あまり知らない」と「全く知らない」人の割合が約55%でありました。また、所有している森林の境界を「全て知っている」と「おおむね知っている」人の割合が約30%、「あまり知らない」と「全く知らない」人の割合が約70%でありました。その上で、全体の約60%の人は「境界を明確にしたい」との回答を受けたところです。

次いで、2つ目の「現在の森林経営管理の実態」に関する設問では、「管理を行っていない」人の割合は約80%であったのに対して、「自身で行っている」人の割合は約8%と低い結果でありました。

経営管理ができない理由としましては、「境界が分からない」「経営管理の方法が分からない」「労力や時間がない」「維持管理費用が負担となる」などの回答が挙げられたところです。

次に、3つ目の「今後の森林の経営管理方針」に関する設問では、「売却等処分したい」が約40%、「市に委託したい」が約25%、「森林組合に委託

したい」が約18%、「自己管理したい」が約9%でありました。

これらの調査結果につきましては、航空レーザー測量で得られた地図情報に重ねることで、どの地域の所有者がどのような意識傾向が強いのかを可視化し、これまで蓄積している森林資源等の情報と併せて、今後の森林の在り方を検討する際に活用することとしております。

次に、(2)の(仮称)米沢市森林経営協議会の役割等についてであります。この協議会は令和5年度に設立を予定しておりましたが、森林経営管理制度に取り組んでいる先行自治体を確認しましたところ、自治体が森林を集積・集約したものの、林業経営体側の条件などに合わないために森林整備に誘導できていない事例があるなどの様々な課題があることが分かりました。このため、これまでの考え方だけでは今後の林業振興への対応が困難になっていることから、県などからの意見も参考にした結果、令和5年度中の設立を見送り、改めて課題の整理と森林管理方法の研究を行った上で、今年度中に設立することとしたものです。

本市は、約3万ヘクタールという広大な民有林を有しており、優先度の高い順から効率よく森林整備を進めていく必要があります。今後は、航空レーザー測量の解析で得られた森林資源情報や森林所有者の意識調査結果などを基に作成作業を進めております森林整備の優先順位の素案につきましても、この協議会で協議していただくとともに、地元産木材の地域内利用を促進することも総合的に検討していただきたいと考えております。

なお、これまでは市内の林業関係者が一堂に会して協議する場がなかったことから、森林経営管理制度のみではなく、林業全体に係る課題の共有と協議、意見交換の場としても活用する予定です。

なお、構成員につきましては、県、市、伐採業者、製材業者、建築業者、木製品製造業者、学識

経験者など、幅広い方々に参画していただくことを予定しております。

次に、(3)の森林環境譲与税の効果的な活用についてであります。去る3月定例会の成澤議員の一般質問でお答えさせていただきましたが、川上から川下まで市内の林業関係者などによる議論を経た上で、関係者の合意に基づく「100年後の米沢市の森林ビジョン」を作成したいと考えております。このビジョンでは、森林整備はもちろん、整備の担い手育成、木材利用・普及啓発、都市部との連携など、本市の森林を持続的に生かしていくための具体的な取組を計画することになります。その策定過程で、今後の森林環境譲与税の効果的な活用施策についても併せてしっかりと検討してまいります。

次に、(4)の境界の確定についてであります。森林所有者の意識調査の結果でもお話いたしましたけれども、本市の森林を生かしていく上で、自己所有林の場所、境界が分からない方が数多くおられることは大きな課題であると認識しております。

このような中、令和3年度以降、南原の関地区などをモデル地区として、航空レーザー測定の解析結果を活用した「山へ行かずに公民館でできる境界明確化」をコンセプトとした森林境界の明確化の取組を進めているところですが、相当の時間、労力、費用がかかる状況です。

御指摘の点は十分理解しておりますが、まずはモデル地区での作業の検証を行い、よりスピーディー、かつ効率的で安価な境界明確化の標準モデルの確立に努め、その手法を他地区へと展開していきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番(我妻徳雄議員) それでは、再質問を何点かさせていただきます。

一番最初なのですが、地域防災計画の見直しは毎年検討するという事になっているのですけれど、

ども、その検討の方法の答弁がなかったようで、毎年どんな形で検討しているかを教えてください。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 壇上からもお答えしましたが、直近が令和4年3月の見直しという形になっておりまして、昨年度については見直しまでは行っていない状況でございます。

検討に当たりましては、庁内での検討から、パブコメの実施、あるいは米沢市防災会議などの様々な手続を踏まえた上で見直しをすることを想定しておりまして、今回につきましては昨今の大雨の状況ですとか能登の災害の状況などもありましたので、そういったところから必要な見直しをする形を今検討しているところでございます。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番(我妻徳雄議員) 法的には毎年検討しなさいと、そして見直しについては随時やりなさいという法の趣旨ですから、そこのお聞きしたつもりだったのですが、では具体的に、まず孤立集落が米沢市内で33集落想定されているということで、この孤立集落に対して、孤立するおそれがありますということは集落の皆さんに伝えてはいらっしゃるわけですね。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 計画の中に記載した当時の状況までは確認できなかったのですが、その後、土砂災害ハザードマップを作成する段階でありますとか衛星携帯電話を配置する段階などでは、集落の方にはお伝えしているということでございます。ただ、最近具体的な説明については集落にはしていないということだったので、今後機会を捉えて説明を進めていきたいと考えております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番(我妻徳雄議員) よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、その集落もさることながら周辺部、特に地区の消防団とか自主防災組織、そういうところに、あそこの集落は孤立する可能性があるのだということはきちんと伝えてあるということによろしいですか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 はっきりと確認は取っておりませんが、そこまでは最近はなされていないのではないかという認識でございます。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番(我妻徳雄議員) ぜひ、自助・共助・公助ですから、やはりみんなで助け合う、最初はやはり近くの人が助けるのが一番可能性が高いと思いますので、地区あるいは消防団、自主防災組織、町内会とか、いろんなところで共有しておく必要があると思いますので、その方法などについても検討いただければと思います。

先ほどの答弁ですと、ドローンを積極的に活用していきたいというお話で、今全国的に注目されていると、私も少し勉強させていただきました。その具体的活用、物資を運ぶことも可能になっているようですし、被害状況を確認するカメラとか動画とか、そういったこともドローンを活用しながら先進的に今やっているところもあるようですから、そういうことをきちんと進めていくという考えでよろしいですか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 おっしゃるとおり、様々なドローンの活用について、今本市の事業者にそういった対応ができないかということをお相談申し上げているところでございます。今後、航空法などの法的な問題なども含め、利活用の中身と併せて検討を進めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番(我妻徳雄議員) 次に受援計画の関係ですが、内閣府は「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」では、「市町

村において、応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制を整備するための「受援計画」の策定が求められているが、一方で、各市町村では受援計画を策定し実行するための人員が十分に確保できないといった課題も存在している」と内閣府は言っているのですが、本市の場合は大丈夫ですか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 能登半島地震の様子などを見ていても感じるところでございますけれども、現場の職員が大変苦勞しているという状況を目の当たりにしております。

そういった中で、庁内の職員以外に応援を求めるといのがこの受援計画の趣旨ですので、庁内職員が対応できない部分について、できるだけ多くの機関に応援を求めて、速やかな復興までつなげていくような対応が取れるよう、検討を進めているところでございます。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番(我妻徳雄議員) ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

受援計画は、今年度中ぐらいにできるのでしょうか。先ほど明確な時期は、できるだけ早くという答弁だったように思いますけれども、めどといいますか、時期などについては明言できますか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 計画の素案についてはほぼほぼ出来上がっておりまして、関係機関との調整をこれから進めるということになりますので、時期については明確にはお答えできませんが、できるだけ速やかに、本年度内にはできるぐらいのスピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番(我妻徳雄議員) それでは、よろしくお願ひします。

そして、住宅耐震化の促進について改めてお伺ひいたします。

耐震化改修工事が11件、なかなか進んでいません。私もいろいろと見させていただいて、令和6年度米沢市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムなんかを見ると、かなり一生懸命頑張って広報とかいろいろやってくださっていると思います。だけれども進んでいない、これぐらい耐震化が問題になっている、この原因というか、何で進んでいないと捉えていますか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 原因につきましては、先ほど壇上でも申し上げさせていただきましたが、やはり最大は費用の問題があるかと思いますが、それと併せまして、災害に対する市民意識というものが若干低いのではないかと考えております。そういった中で、先ほど実績66件中まだ11件、17%しか耐震補強がなされていないというところがございますので、そういったところは非常にまずい状況でございますので、今後さらに意識啓発などもしながら、今回能登半島地震の教訓を受けまして、様々な機会を捉えまして情報発信などもしてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） そうですよね、やはり地震の報道が多くあったり、みんな耐震の意識が強くなっている、そういうときを捉えてというのが正確かどうかは分からないのですけれども、今回広報に載っていますけれども、非常に地味な載り方でした。広報で募集していますけれども、もう少しやはり大々的に耐震の補強工事をやらうかどうかというのを、宣伝をもう少し上手にやっていただくといいのかもしれない。

耐震補強工事の前に、耐震診断士派遣事業が自己負担2万350円のできるということでしたので、これをまず積極的に進めたらどうかと思うのです。そして、自分の家がきちんと耐震で、家の中でも強いところと弱いところというのはいろいろ出てくると思うので、もう少し耐震診断を進めるということを積極的にやらうかどうかと思う

のですが、その点はどうですか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 議員御提案のとおり、情報発信というのは非常に重要であると考えてございますので、様々な説明する機会を捉えまして、建物所有者に対しまして耐震化に関する意識の啓発であったり情報提供など、耐震化の促進が図られるような効果的な対策についても取組を考えていきたいと考えております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 先ほど演壇でも申しましたけれども、高齢者の一戸建ての方も多くいらっしゃるようで、なかなか踏み込めなくていらっしゃる方も多いようです。診断をしていただくのは非常に効果的だと思いますので、いろんな場面、民生委員の総会のとときとか、地区委員会の総会のとときとか、地区委員の人にきちんとかういので何ぼくらいでされるからやってみたらいいのではないかと強く勧める。ただ、今回数戸ですよ、予算化しているのは、もう少しいろんな形で積極的なPRをしながら、やりやすいようなシステムを少しつくってみてはどうかと思うのです。ぜひその点を考えていただけないでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 御提案の内容も含めまして、効果的な取組について引き続き検討してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 先ほどの答弁ですと、例えば寝室への耐震シェルターなど、部屋のシェルターなどについても補助金を活用するということがあったように思うのですが、確認ですけれども、限度額80万円の補助金を活用するということがよろしいのですか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 住宅の大規模な改修となりまして、先ほど申し上げましたとおり300万円ほどかかりますので、やはり経済的な負担もかなり大

きいものと捉えております。そういった中で、簡易的にできるものというところで、まずは命を守るというところで、耐震シェルターであったり防災ベッドというようなものについても、先ほど壇上で申し上げましたが最大30万円まで補助したいと考えておりますので、そういったところを啓発しながら、命を守るようなところに持っていきたいと考えているところでございます。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 少し私勘違いしていませんか。耐震改修補助金を充てるのではなくて、新たな補助金制度をつくるということですか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 今回、耐震シェルター及び防災ベッドというものが重点化されてきて、補助率もぐっと上がってございますので、そういったところをPRしながら、普及していきたいと考えております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 耐震シェルターなどについては非常に効果的だと言っている。今回の市報を読んだのです、何回か。市報には書いていないし、ホームページにも多分ない話で、やはりそこはきちんと伝えることは伝える、タイムリーにやる必要があると思いますので、こういう制度をせっかく設けたのであれば、タイムリーに、家全部でなくてもシェルターだけでもというような広報の仕方をしていただければと思います。この点はお願ひして、終わりにします。

次に、大項目の2点目の森林の有効活用についてです。

森林経営協議会の役割などについていろいろお話をいただきましたけれども、令和5年度の予算は次年度に繰越しという形で、今年度設立すると、そういう考えでよろしいですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 今年度設立したいと考えております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 分かりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。いろんな形で相談する機会は当然必要になってくると思いますので。

森林環境譲与税の効果的な活用についてですが、これまで森林環境譲与税を使った目玉事業といえますか、先ほども答弁にあったように航空レーザー測量が中心だったと思うのですが、毎年年間2,000万円ちょっとぐらいつ出して、5年間、航空レーザー測量を行ってきたということなのですが、その航空レーザー測量も多分そろそろ終わりのはずだと記憶していて、次の森林環境譲与税、毎年森林の整備に対して5,000万円ぐらいつ入ってくるわけですから、次の目玉的な、今回だと航空レーザー測量を使って樹種あるいは境界を明確にしていくという目標を持ちながら進めてきたわけですね。次の大きな目標というのは、航空レーザー測量が終了すると出てくると思うのですが、その点はお考えになっているでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 森林環境譲与税の使途につきましては、議員から壇上で御説明がありましたけれども、レーザー測量が終わった後は本格的に森林整備の実行段階に入ると思っております。レーザー測量の結果、具体的に森林整備の優先順位をつけていくこととなりますので、森林経営の成り立つ森林については、意欲と能力のある森林経営体にお願ひして、成り立たない森林につきましては市が管理していくこととなります。このように、実行段階に入るために譲与税については充てていきたいと考えております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 航空レーザー測量のいろいろシミュレーションというか、樹種なども分かって、木の高さなんかも全部分かるような、そういう中身を私も少し勉強させていただきまし

た。そうすると、一定程度杉の林だとかそういうのが全部分かっていって、ここに効果的に林道とか作業道を造ったりとか、そういうことを進めていくということだと思っておりますが、一方で、先ほど答弁にもあったように境界の確定もなかなか進まない、何とかしたいと思っている、私もその一人ですけれども、平地や平地に近いところで、しかも運びやすいところは先に整備するのだけれども、山のほうなんかは境界もいつ決まるかわからない、木も切らなければならぬ時期、伐期を迎えているのだけれども、いつ運び出すことになるかもわからない。そうすると、自分で何とかしたいと思いつつながら境界もわからないみたいな、ないない尽くしになってしまっているのが現状です。だから、航空レーザー測量で一定程度分かるようになれば、私は境界を先にどんどん進められればとかなり思っているのですが、その点はいかがですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 境界の確定には、やはり先ほど申し上げましたように相当の時間、労力、費用もかかります。ただいまは個人の森林境界だと思っておりますけれども、その明確化作業に入りたい、そういうふうな森林整備を視野に入れた御要望があれば、そういうものにお応えできるような仕組みについてもしっかりと考えていきたいと思っております。

○相田克平議長 我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 私もどのぐらいできるか、森林農村整備課の皆さんに相談して、私の土地の特定を少し一緒に手伝っていただきました。そして、航空レーザー測量データと森林簿や森林計画図等を参考に、ある程度は把握できるようなシステムに今なっているように思うのですが、それを十分この森林簿や森林計画図等、あるいは航空レーザー測量と照らし合わせながら、境界を一定程度確定する、そんなことは可能なのではないかと思うのです。

もう一つは、自分の足で、今携帯にGPSがついていますから、GPSも使って、こういうふうに歩いて来たらこうだというものも併せて使うと、かなり正確になっていくような気がするのですが、そういうことをやりたいという人がいれば積極的に活用してはどうかと思うのですが、いかがですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 森林に関する情報について、いろいろなお問合せ、そして実際窓口で交付させていただいておりますけれども、お話がありました森林簿であったり森林計画図については、残念なところ精度としては少し低いものだと思っております。そのため、現在行っている航空レーザー測量の成果を生かしまして、例えば一般的に森林境界として多く利用されているのが山の尾根であったり峰であったり、あるいは樹種で針葉樹であったり広葉樹であったり、そういうところがあると思っておりますので、違いを航空レーザー測量の成果を活用して公図に重ね合わせながら、現在森林境界保全図というものをつくっております。そういうものも今後御提供できるかと思っておりますので、それで境界の明確化にお役立ていただくことはできると思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○相田克平議長 以上で18番我妻徳雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時20分 休 憩

午後 1時20分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、発達障がい疑われる児童の早期発見・早期支援について外1点、23番齋藤千恵子議員。

〔23番齋藤千恵子議員登壇〕（拍手）

○23番（齋藤千恵子議員） 皆さん、こんにちは。

一新会の齋藤千恵子です。

今日は、何かとお忙しい中、傍聴にお越しく
さいました皆様、本当にありがとうございます。
心から感謝申し上げます。

開会がシステムトラブルで遅くなり、大変お待
たせしてしまいました。申し訳ありません。

さて、季節は、田植も済み、見事にきれいに並
んでいる稲が成長することが大変楽しみなどこ
ろです。山々は緑濃く、まさに山滴るといったと
ころでしょうか。

それでは、早速質問に入ります。

今回の質問は、大項目1、発達障がい疑われる
児童の早期発見・早期支援についてです。

発達障がいは、脳機能の障がいであり、その症
状は通常、低年齢に発現するとされています。発
達障がいがあるために、日常生活や社会生活に制
限があり、そのうち18歳未満を発達障がい児と呼
びます。

発達障がい児数は、正確な把握はできないもの
の、県障がい福祉課の資料によると、平成24年に
文部科学省が公立小中学校で実施した抽出調査
の結果では、通常学級に在籍する児童生徒のうち、
発達障がいの可能性のある児童生徒、特別な教育
的支援を必要とする児童生徒の割合は6.5%（35
人学級で約2人）とされ、令和2年の調査では質
問内容が一部異なるものの、8.8%（35人学級で
約3人）と驚くべき結果でした。

今回の質問は、発達障がいグレーゾーン児につ
いてですが、「ASD（自閉症スペクトラム）と
子育て実態調査」、博報堂ほかの調査によれば、
0歳から22歳までの調査対象で、グレーゾーン児
は5.4%（推計138万人）、ちなみにASD（自閉
症スペクトラム）と診断された子は2.3%（推計
60万人）で、合計すると、何と約13人に1人が発
達障がいもしくはグレーゾーン児という割合で
す。

このように、発達障がい疑われる児童生徒が
急増している昨今、発達障がいのあるお子さんへ
の早期からの総合的な支援システムを構築して
いくことが重要です。早期発見・早期支援の対応
の必要性は極めて高いと言われて久しいわけで
ありますが、今なお障がいの特性ゆえの課題が多
いと思われま

す。

小項目1、現状と課題について。
発達障がい疑われるいわゆる発達障がいグレー
ゾーン児の早期発見・早期支援に向けた現状と
課題についての認識をお尋ねいたします。

もちろん発達障がいのグレーゾーンは医学的な
診断名ではありません。「発達障がいの傾向にあ
るものの、医療機関の診断では基準に満たない状
態」を指す通称です。グレーゾーンに属する子供
たちには、周囲の人々によって十分な理解が得ら
れず、近年、情緒不安や不適応行動など、様々な
悩みをお聞きすることが多い状態です。

次に、お子さんがグレーゾーン児ではないかと
心配なさっている保護者の相談体制の充実と強
化に向けた施策についてお尋ねいたします。

発達障がいのあるお子さんの早期発見・早期支
援において忘れてならないのは、保護者への支援
であると思います。お子さんの特性について、正
しい認識を持って、不安を払拭し、障がいを受容
できるよう、支援の必要性を根気よく説明するこ
とも大事なことと考えますが、その点はいかがで
しょうか。

小項目2、早期発見に向けた地域における支援
体制についてお伺いいたします。

こども医療療育センターの調べでは、発達障が
い児の構成の55%が、特性に合わせた地域におけ
る支援であるそうです。ちなみに、リハビリが
30%、服薬治療が15%という構成です。

そこで、お尋ねいたします。地域における支援
体制をお知らせください。

まず初めに、相談体制についてお尋ねいたしま
す。ライフステージに応じて、身近な相談窓口へ

の相談が理想的と考えますが、現状をお知らせください。

次に、1歳6か月健診、3歳児健診は、発達障がいのある幼児やグレーゾーン児、またはそのリスクのある子供さんのスクリーニングの場として有効に活用できる可能性が高いとされてきました。5歳児健診の有効性についても、以前より何度も申し上げておりますが、5歳頃は基本的な生活習慣が確立し、社会性を身につける重要な時期であり、お子さんの成長、発達を確認する大切な機会です。

こども家庭庁は、公費で負担する乳幼児健診の年齢拡大として、就学前の状況を確認し、発達障がい等への早期対応につなげるため、自治体への財政支援を今年度から行っています。

5歳児健診は、令和3年度の時点で全国の自治体の15%にとどまっていましたが、今年度からは早速、近くでは山形市、上山市、川西町等で実施するそうです。ちなみに、山辺町では、その重要性を鑑み、10年以上前から5歳児すくすく健診を行っているそうです。

健診内容は、発達障がいなどの心身の異常の早期発見、精神発達の状況、言葉の発達の遅れなど、育児上問題となる事項を必要に応じ専門相談につなげる仕組みです。

出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施が重要と考えます。小学校入学前の就学時健診もありますが、就学までの期間が短く、支援が難しいという実態もあります。就学時健診より1年前の年中さんのときに受ける5歳児健診の有効性は十分認識なさっているものと思いますが、実施まで至らない課題をお知らせください。

次に、グレーゾーン児の早期発見・早期支援に向けた保育園等に対するサポートについてもお尋ねいたします。

保育園等における個別的な配慮を要する幼児の発見・支援についてもお知らせください。

小項目3、山形県児童発達早期コンサルティン

グ事業の本市の取組についてお伺いいたします。

半月ほど前、発達障がい児等に係る勉強会を山形県立こども医療療育センターにおいて行いました。こども医療療育センターのドクター、若い女性のお医者様でした、その所長さんのお話、それから県障がい福祉課の職員の方から県内の現状を、そして療育センターを視察する機会も得ました。その際お伺いしたお話の中で、特筆すべき点が2点ありました。

1点目は、発達障がい疑われる幼児の初診待機期間が、以前から比べると随分短縮し、県の発表では初診から2.4か月になったことです。以前より多くの利用者の方からの切実な声をお聞きしておりましたので、必要な人が適切な時期に診察を受けることができるようにとの関係者の御努力に感謝申し上げます。今後のさらなる待機期間の短縮を御期待申し上げます。

2点目は、令和3年から県が進めている児童発達早期コンサルティング事業です。グレーゾーン児にとって、地域において支援することで改善が期待できるとのことでしたが、児童発達早期コンサルティング事業の本市の取組の現状をお尋ねいたします。

小項目4、山形県立こども医療療育センターの受診についてお伺いいたします。

初診の待ち期間は、以前、早くも6か月、長いと1年かかるとのことでしたが、県障がい福祉課の資料によると、令和2年、山形大学医学部からの応援医師の派遣により、待ち期間7か月、令和3年は常勤医師が2人から3人に増えたこと、検査前診察を実施したこと、さらに、9月からは児童発達早期コンサルティング事業の誘導により待機期間5か月、令和4年はそのコンサル事業の本格展開により3.5か月、そして昨年はコンサル事業108件という大幅な増により2.4か月と短縮が図られたそうです。もっとも、県の初診とは、診察前の医師による検査前診察からの待機期間のようです。申請した保護者からすると、やはり

申請したときから診察して診断していただくまでの期間という認識のようで、そこに差異が生じているようです。今までの待機期間の認識とは異なるようですが、保護者がお子さんの発達に不安を覚えてから、こども医療療育センター受診までの流れを御教示ください。

本当に必要な人が適切な時期に診察を受けることができるよう、市としての取組、今後のさらなる待機期間の短縮に向けた適切な受診の働きかけが必要と考えますが、御見解をお伺いいたします。

乳幼児期であればあるほど、発達障がいとは経過観察という形で、フォローの対象となります。軽度の発達障がいとは、軽度だからこそ認識しづらく、理解されにくい。そのため、小学校入学後、孤立したり、二次的な不適応に発展してしまう事例も多いと聞いています。さらに、発達障がいとは保護者の育て方や、ましてや本人の努力不足で起こるものではないのに、特にお母さんは子育てのしづらさは自分のせいだと御自分を責めてしまうという御相談さえあります。だからこそ、早期発見・早期支援へつなげるための施策、お子さんの特性について正しい認識を持って、将来の子供さんの成長につなげていただきたい、そのための市の役割は大変大きいと思っております。

大項目2、睡眠教育の推進についてお伺いいたします。

きちんとした生活習慣の基本は、やはり正しい生活習慣と十分な睡眠であることを社会全体で再認識したいものと思います。食育の推進のように、学校教育においても睡眠に関する教育を積極的に行う必要があると思います。そのために、なぜ睡眠が大切なのか、科学的根拠を示し、子供と保護者にも働きかけることが大切です。コロナ禍を機に、今までの生活習慣を見直す人が増えてきている中、社会全体で睡眠を改善する機会と捉えてはいかがでしょうか。

小項目1、睡眠に関するこれまでの取組につい

て。

厚生労働省の我が国における健康づくり運動と睡眠指針の変遷の中で、10年ぶりに改定した「健康づくりのための睡眠ガイド2023」の指針の視点等、改定点を御教示ください。

また、「健康日本21（第三次）」の全体像、睡眠分野に関する最終評価と目標項目についてもお知らせください。

睡眠に関する国の取組に続いて、本市における睡眠の実態についてお伺いいたします。

令和4年10月に調査した健康に関する意識・生活アンケート調査の調査結果を受け、本市における睡眠の実態をお知らせください。

そのアンケートの結果をどう検証し、米沢市健康長寿日本一推進プランに反映したのかも御教示ください。

特に、現在文部科学省の実態調査で明らかになった子供たちの睡眠不足について、本市の実態についてもお知らせください。

小項目2、教育分野における睡眠教育の取組について。

睡眠と脳の成長、子供の成長にも影響する睡眠の大切な役割について、どう捉えているか、お知らせください。

さらに、文部科学省は、小中高校生を対象として、睡眠を中心とした生活習慣と自立や心身の不調等との関係について明らかにするため、初の2万人規模による全国的な調査を実施しました。この調査を受け、睡眠を中心とした生活習慣と子供の自立との関係についての認識についても御教示ください。

最後に、実際に本市の小中学校で取り組んでいる睡眠教育の事例についてもお知らせください。

もちろん子供たちの睡眠の改善は、学校の教育実践だけでなく、保護者のサポートが大きな推進力になります。家庭教育の中で、お子さんと一緒に睡眠を見詰め直して取り組んでいくことが何より重要であることは言うまでもありません。

睡眠教育は、これから生きる大切な子供に食育や体育のように生きる上での大事な教育の一つとも言えると思います。なぜ睡眠が大切なのか、科学的知見や根拠を示して説明するとともに、子供たちだけでなく保護者にも働きかけることが大切です。きちんとした生活習慣の基本は、やはり正しい食生活と十分な睡眠であるということを改めて申し上げ、壇上からの質問とさせていただきます。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、1、発達障がい疑われる児童の早期発見・早期支援についてと、2、睡眠教育の推進についての(1)についてお答えいたします。

初めに、1の(1)現状と課題についてですが、母子保健事業として実施している乳幼児の集団健診、1歳8か月児健康診査や3歳児健康診査は、子供の行動・発達に関する項目が含まれており、発達障がいの気づきや確認の機会となっております。

健診以外の事業では、発達に関する個別相談があります。これは発達について心配のある未就学児の保護者を対象に、心理士による相談を受けることができるもので、子供との関わり方など、具体的な助言により、子育ての不安払拭に努めているところです。

また、この事業では、3歳児健診で発達面が経過観察となった子供のその後の発達の伸びを確認し、早期療育につなげることを目指しています。

さらに詳しい相談事業として、年度内に満5歳になる子供を対象とした5歳児発達相談を実施しております。発達障がいの疑いのある子供を就学前に発見し、保護者に対し育児支援を行うことを目的とし、年4回、発達相談を行っております。小児科医師、臨床心理士などの専門職の協力を得て、保護者からの聞き取りだけでなく、保護者から同意を得た幼稚園等での子供の様子や、当日実

施する発達障がいの検査を基に、保護者に対し具体的な見立ての説明や育児支援を行っております。

課題としては、健診の場合は健診票の記入は保護者が行うため、保護者の気づきが重要になってきますので、健診票から判断がしにくいことが挙げられます。

また、5歳児発達相談では、発達障がいについて熟知した小児科医の従事が必要となること、事前準備や当日の検査などに時間がかかるため、実施人数に限られることが挙げられます。

障がいに関することはとてもデリケートな内容であることから、保護者の気持ちに寄り添った対応が必要となります。発達障がい等の疑いのある場合など、早期の相談につなげることができるよう、保育園などと連携を図りながら、繰り返し説明することで、保護者の気づきや受容を促すことも必要と考えております。

次に、(2)早期発見に向けた地域における支援体制について。

初めに、幼稚園や保育園における早期発見のための支援や認定後の支援についてお答えいたします。

早期発見の支援として、幼稚園や保育園の保育士などが市の保健師に相談しやすい体制を整えております。保育園などとの関係づくり強化のため、母子担当の保健師が各園を直接訪問するなど、顔の見える関係を築きながら、気になるお子さんについても相談に応じているところです。

このほか、毎年開催される園医と幼稚園・保育園・託児所関係者との懇談会においては、各園からの質問に対し、直接医師から助言をいただく場となっており、ここでも気になるお子さんに関する質問に対して対応していただいているところです。

このほか、保育園などにおいて発達障がいの診断に至った子供を受け入れた場合は、子供が安心して集団保育を受けられるよう、保育士の加配の

ための補助金を交付し、人件費に対する支援を行っております。

次に、幼稚園や保育園への働きかけや保護者への支援体制についてになりますが、幼稚園、保育園などに対しての専門家や専門機関による支援として、保育所等訪問支援があります。サービス対象となる子供がふだん通所している場で集団生活に適応できるよう支援するサービスであり、訪問支援員などの事業所職員が幼稚園や保育園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなどを訪問し行う事業となっております。

保育所等訪問支援は、集団生活の場に入り込んで行うアウトリーチ型の発達支援事業であり、保護者からの申請に基づいて実施される事業です。

対象となるのは、保育所、幼稚園、小学校などに在籍している18歳までの児童生徒で、集団での生活や適応に専門的支援が必要であれば、診断の有無や障害者手帳の保有に関係なく対象となっております。

次に、5歳児健診についてお答えいたします。

5歳児健診は、子供の成長・発達を確認する大切な機会となると捉えております。

現在、5歳児健診については、国の補助事業となっており、議員お述べのとおり県内でも実施している市町村がございます。

本市で5歳児健診を実施するに当たっては、2つの大きな課題があります。

1つ目として、健診の体制について、当該健診では発達の評価を行う必要があることから、小児科医の対応が望まれています。現在の1歳8か月児健診や3歳児健診に追加して米沢市医師会への依頼が必要となり、小児科医が十分でない本市の状況から、健診体制の確保に課題があると考えております。

2つ目の課題として、健診後の支援体制が挙げられます。

健診後、発達障がいなどの支援が必要であると判定された子供や保護者に対して、適切な時期に

適切な支援や相談ができるよう、保健・医療・福祉・保育・教育の各分野が連携し、支援体制を整備することが必要であり、現段階ではまだ十分と言える支援体制が整っていない状況があります。

このことから、現在、支援がどのくらいあるかの把握に努めるなど、今後、県内で既に5歳児健診を開始している市町村の現状や課題についても情報を収集し、検討したいと考えております。

次に、(3)山形県児童発達早期コンサルティング事業の本市の取組についてお答えいたします。

この事業は、県が実施主体となり、発達障がいの行動特性のある未就学児及びその保護者を対象として、県から依頼された公認心理士が相談や発達検査を行い、当該子供の特性を明らかにし、その特性に合わせた支援を提案することで、地域における発達障がいの早期支援につなげることを目的として実施されているものです。

この事業における市町村の役割としては、県への利用申請、日程調整と会場確保や検査用具の準備、保護者に対する問診票の記入依頼などがあり、市から県への申請に当たっては、保健師等が保護者からの発達に関する相談を受けている中で、本事業が適切と思われる方に紹介を行って、申請をしているところです。

この事業は、令和3年9月から開始され、本市におけるこれまでの利用実績は、令和3年は1件、令和4年は3件、令和5年は2件となっております。

次に、(4)山形県立こども医療療育センターの受診について。

山形県立こども医療療育センター小児科の初診の受付は、小学生以上の就学児は直接センターに申込みを行い、未就学児は各市町村窓口で申請を行うこととなります。本市では、社会福祉課がその受付窓口となっております。

受付後は、本市の保健師が診断の参考とするために関係機関から得た情報等を基にアセスメン

ト票を作成、センターに送付します。その後、保護者の元にセンターから問診票や質問シートが届き、必要事項を記入し、センターへ提出された後、発達検査と診察の日程が決定します。

医師による検査前診察や発達検査などを受け、その約1か月後に診断結果などを伝える診察が行われます。

市の窓口での申込みから診察・診断を受けるまでの待機期間は、令和3年度以前は平均して6か月から7か月でしたが、令和3年度に常勤医師1名が増員されたことから、若干の短縮が図られています。

県では、令和3年9月から児童発達早期コンサルティング事業を開始しており、公認心理士による相談や発達検査が行われていますが、発達に課題のある児童の保護者の多くが専門医の診断を求めており、センターの受診を希望しております。

また、かかりつけ小児科医への相談や障がい児通所支援サービスの利用にあっては、子供の特性により専門医のいるセンターの受診を勧められているのが現状であり、診断から療育・訓練までの切れ目ない支援の体制整備の必要性が高まっております。

このことから、本市では県に対してセンターの機能強化とともに、療育・訓練機能を有するセンターの置賜地区への設置を引き続き要望していきたいと考えております。

続きまして、2の(1)睡眠に関するこれまでの取組についてお答えいたします。

睡眠は、健康増進・維持に不可欠な休養活動であり、睡眠不足が及ぼす影響は日中の眠気や疲労に加え、頭痛などの心身愁訴の増加、情動不安定、注意力や判断力の低下、学業成績の低下など、多岐にわたります。

睡眠不足が慢性化すると、肥満、高血圧、2型糖尿病、心疾患や脳血管障害の発生リスクの上昇や症状の悪化に関連し、死亡率の上昇にも関与することが明らかになっています。

そこで、国では平成15年に「健康づくりのための睡眠指針～快適な睡眠のための7箇条～」を策定し、休養分野の取組を始めました。平成26年度には睡眠12か条から成る「健康づくりのための睡眠指針2014」、令和6年2月には「健康づくりのための睡眠ガイド2023」を策定しております。

「睡眠ガイド2023」における「睡眠指針2014」との大きな違いは、適正な睡眠時間と睡眠で休養が取れている感覚である睡眠休養感の確保に向け、成人、子供、高齢者の各年代に推奨事項を取りまとめた点にあります。

睡眠時間については、成人は6時間以上、子供は小学生は9時間から12時間、中学生は8時間から10時間確保するよう推奨され、高齢者はベッドや布団の上で過ごす時間が8時間以上にならないことを目安に確保するよう推奨されています。

また、よい睡眠には光、温度、音などの環境要因や、食生活、運動などの生活習慣、睡眠に影響を与える嗜好品との付き合い方も重要であるため、最新の科学的知見を踏まえて、これらについて留意が必要な点を参考情報とし、取りまとめられました。

さらに、睡眠に関連する症状には睡眠障がい起因するものがあるため、女性ホルモンの変動が睡眠に及ぼす影響や、現代社会の維持に不可欠な勤務体系の一つである交代制勤務における睡眠の不調等の健康リスクや生活習慣等において工夫できる点も記載されております。

また、国民健康づくり運動である「健康日本21(第三次)」が令和5年5月に公表され、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現をビジョンに置き、「誰一人取り残さない健康づくり」の展開と、より実効性を持つ取組を掲げています。

その中で、睡眠分野に関する指標項目として、「睡眠で休養が取れている者の割合」を令和元年の78.3%から令和14年度には80%へ、「睡眠時間が6時間から9時間の者の割合」を令和元年の

54.5%から令和14年度には60%へ高めるよう目標値が設定されております。

本市においては、健康長寿のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、昨年11月に「米沢市健康長寿日本一推進プラン」を策定し、睡眠・休養の重要性について取り上げています。その中で、睡眠休養感に関しては、「睡眠で休養が取れている者の割合」を令和16年度までに国が定めた水準80%に高めること、また、睡眠時間に関しては、「20歳から59歳で睡眠時間が6時間から9時間の者の割合」を令和4年の19%から令和16年度に60%へ、「60歳以上で睡眠時間が6時間から8時間の者の割合」を令和4年の29.4%から令和16年度に60%まで高めることを目標にしております。

プラン策定に先立ち、令和4年10月から11月にかけて実施した市内在住の男女4,000人を対象とした健康に関する意識・生活アンケート調査では、「睡眠で休養が取れているか」の問いに対する19歳以上の回答では、「十分取れている」が27.7%、「まあまあ取れている」が52.1%であり、約8割が睡眠で休養が取れている結果となっております。

しかしながら、小学5年生の調査では、「十分取れている」が14.8%、「まあまあ取れている」が29.1%、「あまり取れていない」が42.2%、「全く取れていない」が13.1%という結果になり、睡眠休養感が低いと感じている子供が半数以上となりました。小学生の平均睡眠時間は、「7時間から9時間未満」が一番多く79.1%、また、「5時間から7時間未満」も7%と、国が小学生の睡眠時間として推奨している「9時間から12時間」に該当する子供が少ない結果となりました。

中学2年生の調査では、「十分取れている」が42%、「まあまあ取れている」が51.3%、「あまり取れていない」が5.8%、「全く取れていない」が0.5%という結果になり、睡眠休養感が高いものの、平均睡眠時間は「7時間から9時間未満」が一番多く52.7%、次いで「5時間から7時間未

満」が39.3%と、小学生と同じく国の推奨する睡眠時間に達していない生徒の割合が高い結果となりました。

これを受け、学校における規則正しい生活習慣の形成に向けた教育の実施、保護者への啓発や情報提供、メディア機器との正しい付き合い方など、庁内で連携しながら、睡眠に関する知識の普及啓発を図っていききたいと考えています。

また、子供だけに限らず、市民全体に対しても広報やSNSを活用した情報発信を行うとともに、健康教室や健康相談を通じた質のよい睡眠や休養に関する指導や周知啓発を図り、睡眠による十分な休養の必要性を認識していただけるよう、働きかけを強化していききたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私から、2、睡眠教育の推進についてのうち、(2)教育分野における睡眠教育の取組についてお答えいたします。

先ほどの健康福祉部長の答弁にもありましたように、本市の児童生徒の平均睡眠時間は国が推奨する時間よりも短い現状です。本市の小中学生の中にも、学習やゲーム、SNS等をしながら、遅い時間まで起きている児童生徒は少なくないと思われま

す。小中学校では、小学校体育科の保健領域や家庭科、中学校保健体育科や技術・家庭科などの教科の学習の中で、望ましい生活リズムや睡眠の必要性について指導しております。体育科・保健体育科の例を挙げますと、小学3年生で「けんこうというたからもの」、中学1年生で「休養・睡眠と健康」、小学5年生と中学1年生で「生活習慣病の予防」について学習します。休養や睡眠はもちろんですが、食事、運動等も含めて、自分にとって調和の取れた生活はどのようなものかについて考えさせ、望ましい生活習慣を子供の頃から身につけさせるよう、繰り返し指導しております。

また、児童生徒が健康に学校生活を送ることができるよう、各学校で生活リズムづくりに取り組んでおります。具体的には、一定期間、カードに就寝時刻と起床時刻等を記入するなどして、自分の生活リズムを把握する取組もあります。

さらに、1日のうちメディアに触れた総時間を書き出したり、使用時間を制限する等の目標を立てて、それに対する取組を各自行ったりするなど、各校で工夫した取組を行っております。メディアに触れる時間を制限し、その時間を有効に使用することを目的に、同じ中学校区の複数の小中学校で同時期に「ノーメディアデー」を設けたり、アウトメディアの取組を行ったりしている学校も多くあります。

どの取組でも大切にしていることは、自分自身での振り返りと家庭との連携です。その2点についてコメントを書く欄を設けている学校が多く、児童生徒が自らの睡眠や生活リズムを振り返って、改善しようと意識したり、保護者が数字を基に家庭での生活について捉え直し、よりよい生活リズムのために声をかけたりということにつながっております。

また、各学校では、学校保健委員会において学校医や学校薬剤師の方々を交えて児童生徒の健康状態や生活全般について意見交換を行っており、睡眠の大切さについても触れております。

ほかにも、保健だよりや保護者会の場でも、機を捉えて保護者への啓発を行っております。

また、メディアとの正しい付き合い方について、児童生徒及び保護者を対象にした講演会を行っている学校もあるところです。

今後も山形県教育委員会より発信している「子育て5か条」に沿って、本市でも児童生徒が朝から教育活動に主体的に取り組むことができるよう、効果的な指導を継続してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) ありがとうございます

した。

今回の質問は、複数の課にまたがり、本当に御調整をいただきまして、御丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

まず大項目の1つ目、発達障がい疑われる児童の早期発見・早期支援について、再質問させていただきます。

先ほどの山形県立こども医療療育センターの所長さんの、ドクターでいらっしゃいますが、その方の説明によりますと、発達障がいの中の注意欠陥多動症、以前は注意欠陥多動性障がいと言っていたのだそうですが、障がいという言葉を使わなくなったということでありました。それは、大人になったとき、その症状が治ったとしても、小さいときに障がいがあったということが心を痛めるために、そうした病名さえも配慮がなされるようになったということを初めて知ったところです。

今回の質問の趣旨である早期発見・早期支援を考えると、どうしても避けられない5歳児健診について、もう一度お伺いしたいと思います。

5歳児健診、本市では有効性は認識しているものの、なかなか体制が整わず、実現は難しいというただいまの御答弁でありました。

今年から、令和6年度から実施なさる山形市での5歳児健診の事前に保護者の方に渡される健康診査票というのを見ても、例えば生活や遊びの中で物や動作にこだわりが強いと感じるかどうか、集団生活では友達と一緒に遊んだり行動することができますかという問いがあったり、さらに保育園や幼稚園での集団生活の様子について心配なことはありますか、園の先生に相談したいことがありますかなど、お子さんのみならず、保護者の方に対しても発達など育児について心配なことや相談したいことがあるかどうか、保護者に寄り添った設問が全部で36項目あったわけでありました。こうした健康診査票を保護者の方がまず事前を書いて5歳児健診を受けるという、

そのことも大変保護者の認識という意味でも重要なことかと思っただころです。

具体的に今いろいろ御答弁いただきましたけれども、本市で5歳児健診を実施するとすると、5歳児健診は集団健診なわけでありますが、年間でのぐらいの回数が増えることになるのか、試算など、もしあったら教えてください。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現在、満5歳を迎えてからの健診ということになります。実際国のほうでは4歳6か月くらいから集団の健診を行うというスケジュールであります。

米沢市では、やはりもし実施するとすれば少しでも早めということを考えれば、4歳6か月から4歳8か月の間に実施したいと考えておりますが、まだその回数的な具体的などところまでは検討していないところです。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) ありがとうございます。

やはり適切な時期という、その見極めが大変難しいところなのかと思うところあります。

先ほど、小児科医の先生方が少なく、難しいという現状をお伺いしたところありますが、実施にこぎ着ける何かほかの方法というものは、やはり専門医がいらっしゃらなければできないということなのでしょうか。その辺について教えてください。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 先ほども申し上げましたけれども、やはり小児科の医師に診察をしていただくというのが最善、望ましい形であると思っておりますので、小児科の先生の配置を行った上でほかの専門職の方も配置して実施したいということ考えているところです。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) 小児科医の先生が少ない、専門医が少ないとなると、なかなか難しい

ことも十分分かっておりますが、やはり今後の医師会との調整に御期待申し上げたいと思っただころであります。

次に、早期発見として重視されている乳幼児健診後のフォロー体制について、先ほど御答弁いただきましたけれども、もう一度お伺いしたいと思います。

先進事例として、地域の中における支援体制というところもあつたわけですが、大阪府の堺市では、乳幼児健診から始まる地域療育として、医療型・福祉型の児童発達センターや地域支援を堺市の社会福祉協議会が受託しているのですが、こうした地域支援の窓口、親と子の療育支援センターにおいて、地域による差異のない療育支援の提供を目指しているということでもございましたけれども、本市では健診後のフォロー体制として5歳児発達相談、発達に関する個別相談を行ってくださっているという御答弁でありましたが、その中身、5歳児発達相談を受けた後、やはり必要という方に関しては専門医の診察、つまりかかりつけ医の診察はどのようになっていますでしょうか。療育センターに行くその手前、地域におけるかかりつけ医に結びつけていくといったようなことはおありでしょうか。それとも、やはり療育センターのほうに行くということなのか、その辺のところを教えてください。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現在本市で準備している福祉サービスの中には、療育センターでの診断を待たずとも受けることができる福祉サービスもございます。そのこともありまして、まず御心配な点があれば、先ほども申し上げましたけれども、かかりつけの小児科医への相談ということも念頭に考えていただければと思っております。

また、そのことを誘導しているかということに関しましては、詳しいことは存じ上げないところですけれども、かかりつけの小児科の先生への相談も受け付けておりますので、そこでの御相談の

上、判断していただくという形になります。

また、そこで小児科の先生がやはり療育センターにつないだほうが良いというようなアドバイスもあると聞いておりますので、その先についてはまた御相談をいただくという形になります。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) 時間の関係で、もう少しお聞きしたいところではありますが、大項目2のほうに行きます。

福岡県の春日市の教育委員会の取組について、睡眠教育を「眠育」と呼んで、小中学校における眠育推進事業というものを随分盛んになさっていらっしゃるの、そこを少しだけ御紹介させていただきます。

春日市でアンケートを取ったら、小学生の約3分の1、中学生の約半数が睡眠不足と感じている、小学生の3分の1、中学生の3分の2が授業中に強い眠気を感じているという、驚くべき割合のアンケート結果が出たのだそうです。

このことから、睡眠時間や就寝時刻の改善はすぐには難しいものの、睡眠の質の向上は可能ではないかということで、様々な行動変容につなぐ必要があるということで、様々御努力なさったそうであります。

例えば小学生の7割、中学生の約8割は寝る前にスマホやゲーム、テレビを見たりなどをする人が多い、特に高学年以上はスマホやゲームとの付き合い方と睡眠との関係というものを切り口とした啓発を進めて、当初6校で行った結果、健康面や生活の充実の面で成果が確認され、今では市内全ての小中学校で眠育推進事業に取り組んでいるということでした。

本市でも、アンケート結果では国の推奨の時間に満たないという結果でございますし、本市でも様々な取組をなさっていらっしゃると思いますが、既に聞き取りのとき春日市については御通告しておりますので、春日市の小中学校における眠育の取組についてどのようにお考えか、御見解

をお知らせください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 お答えいたします。

議員がお述べのとおり、正しい食生活、望ましい生活リズム、十分な睡眠というのは児童生徒の心身の成長に欠かせないものと認識しております。

また、今御紹介いただいた福岡県春日市の眠育の取組につきましてもお話をいただきましたので、実際にホームページ等で確認したところです。

児童生徒が自分の生活を振り返って、あと自分で次の目標を設定して実践するという点については、本市の各小中学校で現在取り組んでいる内容と合致しているものだと思います。

また、睡眠の時間だけではなくて質を高めていくという点については、なるほど、そうだったところがございます。

今後も先進的なすばらしい取組を参考にさせていただきながら、まずは家庭、そして関係機関と連携を図りながら、指導してまいりたいと考えているところです。

以上であります。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) ありがとうございます。

やはり現在様々な生活環境や、多様性の社会ではありますが、米沢も、日本も、世界も、未来を担っていく子供たちの健やかな成長を望むときに、やはり睡眠の役割の重要性、そして睡眠の質の向上を改めてここで見直していく必要があるのではないかと強く申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○相田克平議長 以上で23番齋藤千恵子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時15分 休 憩

~~~~~

## 午後 2時25分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

一つ、本市における電力の地産地消と、再生可能エネルギー開発について外2点、8番影澤政夫議員。

〔8番影澤政夫議員登壇〕（拍手）

○8番（影澤政夫議員） 市民平和クラブ、影澤でございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。  
早速質問に入らせていただきます。

大項目の1、本市における電力の地産地消と、再生可能エネルギーの開発についての質問でございます。

本市では、「豊かな自然に抱かれ人と環境にやさしく快適で美しいまち」の実現や、かけがえない私たちの故郷を未来の世代につないでいくため、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、実現に向けて取組を進めていくことを宣言しました。

また、平成28年2月から令和7年度までを計画期間とする第3期米沢市環境基本計画を策定、令和5年4月には米沢市再生可能エネルギー導入目標、そして本年4月には米沢市地球温暖化対策実行計画（中間見直し）を策定し、より具体的な地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を作成、クールチョイスの普及啓発につなげるといった意識の醸成も含めた低炭素・循環型社会の構築、特に創・蓄エネルギーの導入拡大を意識した再生可能エネルギーの導入拡大、民有林における森林整備の促進などを軸とした森林などの吸収源対策、これらの施策は持続可能な社会の実現を目指す本市としてのコミットメントを示してきました。

私の解釈としては、本市はこのように独自で調和の取れた地産地消エネルギー開発についても着実に模索してきたものと評価しております。

しかし、今回、民間によるFITを目的とした栗子山周辺での風力発電事業計画については、規模も大きく、守るべき環境や景観も含め、本市計画にあまりそぐわないものではないかと懸念しております。今回は、それらを軸に質問させていただきます。

小項目の1、民間事業者整備計画と本市行政上の関わりについて。

今回の民間事業者の計画では、当然採算について常に考察されるものであり、発電・送電ロスを下げる大きな目的となります。そして、先ほども述べたように、開発そのものが大規模となります。特に対象事業実施区域は山林でございます。この場合、山を切り開き作業道を作るための伐採規模も大規模になると考えられます。

一連の事業手続は、事業者から国へと行われることとなりますけれども、作業道などの整備に関わる伐採届など、米沢市への届出行為などは同時に行われてきた可能性もございます。その時点で、民間事業者側の開発行為の規模や目的など、十分に把握できるものか否か、本市としてどのような対応が取られていたのか、制度的・具体的な対応についてお尋ねいたします。

続いて小項目の2、市民サービスの向上と再生可能エネルギーについて。

当然市民の皆さんは、再生可能エネルギーの開発については、ゼロカーボンに向けて世界中が取り組むべきものであり、本市も例外ではないという認識を既に十分にお持ちのことと存じます。

しかし、一方では、大規模な開発行為が伴うことや、事業開始後の環境影響などへの心配も含めて、本来、市民へのベネフィット感こそ一番重要とお考えなのではないでしょうか。

冒頭でも申し上げましたが、その基本的な考え方については、電力の地産地消を主眼に置き、市民サービスの向上に努めることが一番の近道ではないでしょうか。

そこで、具体的には地域脱炭素推進交付金事業

への獲得推進も含め、再生可能エネルギーに関する各種補助金の拡大を提案する中で、田んぼでの太陽光発電、個人発電開発も含めた地域コミュニティ発電、そして消費の仕組みを推進すべきと考えますけれども、当局のお考えと、具体的な施策をお持ちであれば、お聞かせいただきたいと存じます。

この質問の最後、小項目3、本市における再生可能エネルギー開発に関する条例制定について。

今回のような民間事業者の開発行為については、多くの市民の皆さんから様々な質問や意見があり、議会としてもそれをお聞きする機会をいただきました。そのことは、事業計画の透明性を高め、市民の理解と合意形成を促進することが非常に重要であるとの教示になったと考えております。

また、本市が県に提出した今回の「(仮称) 栗子山風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見」についても、市民意見を「真摯に受け止め、適切に反映させることができない場合は、本事業計画について本市は是認しない」と文頭で述べている点や、個別事項の(4)「米沢市景観計画に定めた内容を基本として、景観への影響を回避又は極力低減する措置を講ずること」として、本市既定条例の遵守を求めている点なども高く評価するものであります。

今後も、民間事業者による再生可能エネルギー開発については、本市の自然環境と調和し、市民サービスに貢献する推進を目指すべきであり、これを実現するためには、計画や設置に関する規制を含め、本市独自条例の制定が望ましいと考えます。

また、市民がこれら情報に簡単にアクセスできるように、質問や情報に対する回答を公開することも重要ではないでしょうか。

したがって、市民との対話を通じてフィードバックを受け入れ、計画を柔軟に調整できる条例が望ましいと考えますが、当局の御見識をお伺いいたします。

続いて、大項目の2、本市監査委員による是正勧告の履行状況について。

前回に続き、再度の質問となりますが、よろしくお聞かせいたします。

小項目の1、各関係機関・団体側の追認行為について。

監査委員の是正勧告については、「民法第108条の規定に違反する双方代理に類推適用される支出に該当」する無効な支出の状態であったと指摘されたわけですが、それを受けた当局は、民法第116条の規定により、負担金などの支出について、無効状態を解消する措置として追認を議会に求め、この措置をもって当時の双方代理の類推適用状態を解消したものとしています。

また、米沢市と米沢観光推進機構の無権代理行為についての本市監査委員の指摘を発端として、他の無権代理行為についても検証が行われ、複数に同様の状態があると判明。それらについても、追認等の対応により、現状では全て正常化されたものと、一定の認識を持つに至っています。この認識に誤りはないか、当局の御所見をまずお聞きしたいと思います。

次に小項目の2、本件を受けての本市規定(委任行為)についてお聞きします。

小項目の1で申し上げた無権代理行為に陥ることを防止するための事務処理規定については、本市では従来から存在しており、今般の事態を受け、副市長などへの委任行為の実態や、機構などの内規変更、例えば共同代表制導入などの具体的変更なども実際に行われたものかどうか、そして現時点において当局として平準化すべき適正な改善が完了しているか否かについて、改めてお聞きいたします。

当局は、本事案について本年1月12日の緊急記者会見において、「本市規定では副市長に対する委任規則は、委任できる事務が契約の締結に関する事務と明記」されているにもかかわらず、今回のような問題が発生したのは、各担当者が「契約

には負担金の支出が当たらないもの」と判断し、事務手続を進めた結果であり、総じて「法律知識が十分ではなかったことが原因」であるとしています。

その場合、あまりにも発生件数が多過ぎるのではないのでしょうか。このような解釈の違いはなぜ生じたのか、現状での御見解をお示しいただきたいと存じます。

その上で、徹底的に再発防止策などについては具体的にどのように行われたかも含め、お聞かせいただきたいと存じます。

最後に小項目の3、米沢市版DMO推進事業負担金と候補DMOの関係性についてお伺いいたします。

国のDMOの定義は、要約すれば「多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人」としています。したがって、その法人に対して一定の独自性を担保し、自らの自走も含め規定されているものであり、私としては同時に、国に規定された候補DMOに対する独自補助金なども含め、一定の独自性と透明性を担保すべきものとの解釈を持っています。この認識について、今後の進め方も含め当局の御所見をお尋ねします。

また、今の体制そのものが候補DMOに何らかの規制がかかるような体制になっていないかも明確にお答えいただきたいと存じます。

今回、本件対応の経過には、同法人に対する外部監査も含め行われたとしています。なぜに監査が必要であったのか、当局として今後どのように対応されるのか、監督・監査の範疇についても具体的な例をもってお答えいただきたいと存じます。

最後の質問でございます。大項目の3、本市学校給食における地産地消等の今後についてお尋ねいたします。

給食センターの整備事業については、具体的に動くことになりましたが、特に今回は今まで取り組んできた地産地消の基本的な考え方と、長き伝統によって培われてきた地元農家さんや学区内の商店さんとの関係の維持について、具体的に質問させていただきます。

小項目の1、地産地消と学区内商店との今後の関わりについて。

今までの本市学校給食における地産地消、その第1の定義は、卵も肉も含めて地元の大地と地元の水と空気で育ったもの、第2の定義は、調達に当たっては地元の農家さんや業者さんから買うことが大事なことで、そう私は認識しております。この認識については食育にも通じるものであり、この点について当局は現状どのような御見識を持っておられるのか、お聞かせください。

あわせて、今後のセンター化についても同様のお考えで変更はないのかどうか、またそれらを調達するための具体的手法についてもお尋ねしたいと存じます。

最後に小項目の2、SPCとの契約内容と追加規定についてお伺いいたします。

食材の調達等については、センター化の計画段階当初から当局で今後行うものと認識しております。したがって、具体的な今までのデータの検証、今後の調達手法については既に十分な計画を持っておられると思いますが、今後は具体的に地元農家さんや学区内の商店さんたちとの協議や、それら納入事業者の皆さんをいかに組織化できるのか、そういった対応になっていくものと考えます。

その場合、SPC側では実際の設計の基本として要求水準書の規定に沿った作業に既に入っているとありますが、今後の食材の調達・検収計画によっては、調理上の手法や機器の変更が必要になる可能性もあります。その際、事業者は要求水準書をもって契約履行規定としているため、どの程度受け入れてもらえるかについて協議が必要

になると考えますが、その辺はいかがでしょうか。その際、必要経費なども含め、どのような対応が取られるのかをお聞きして、私の演壇からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

〔佐藤明彦市民環境部長登壇〕

○佐藤明彦市民環境部長 私から、1の本市における電力の地産地消と再生可能エネルギー開発についてお答えいたします。

初めに（1）民間事業者による整備計画と本市行政上の関わりについてですが、私から全般的な対応についてお答えさせていただき、栗子山風力発電の件については産業部長よりお答えいたします。

初めに全般的な対応についてですが、民間事業者が一定規模以上の再生可能エネルギー発電事業を実施する場合は、事業計画の立案段階から電力供給開始に至るまでの各段階において、電力会社への手続、固定価格買取制度、環境アセスメント制度に基づく手続、個別の法令などに基づく様々な許認可などの手続が必要となり、事業の種類や事業の規模などによって、その手続内容や所管官庁などは異なることになります。

一般的には、法令や国が作成するホームページ、ガイドライン、ガイドブックなどにより、事業者が所管の官庁などに手続を行いながら事業を進めていくこととなりますが、本市や県を含む所管の官庁等においては、関連する範囲において、必要な手続などの説明、案内や窓口の紹介などを行っている現状にあります。

本市においても、環境課が総合窓口として事前の相談や必要な手続に関する関係課の案内を行いながら、庁内の関係課で連携した対応を取っているところでございます。

また、本県では、再エネ事業による地域の自然環境、歴史・文化的環境などへの影響に対する懸念から、事業に反対する動きがある現状を踏まえ、

令和4年4月に「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」が施行され、発電事業者と地元住民が計画の初期段階から十分にコミュニケーションを取りながら、地域との共生が図られた再エネの導入を目指す仕組みが導入されており、対象施設となる一定規模以上の再エネ発電事業については、まずは県に相談していただくように案内するとともに、一連の手続の中での地元住民への説明会の開催や、市から県への意見書提出などを通じて事業者と地域住民の合意形成や適切な事業実施が図られるための調整に努めているところでございます。

次に、（2）の市民サービスの向上と再生可能エネルギーの活用についてですが、地球温暖化が進行しており、気候変動の影響により災害が頻発・激甚化し、熱中症や水・食料不足、生態系の損失などのリスクが現実的かつ身近になっている昨今の現状を目の当たりにし、その要因となる二酸化炭素の排出を抑制するための脱炭素に向けた取組は極めて重要であり、化石燃料から自然を生かした再生可能エネルギーへの転換を早急に進めていく必要があると認識しております。

具体的に進めるに当たっては、豊かで恵まれた本市の自然環境や景観・文化との調和を図ることを大前提としつつ、地域で電力を生み出し、地域で電力を利用する仕組みを構築することで、地域内循環が生まれ、将来にわたって持続的な電力を確保するとともに、地域経済にも裨益が生じる、御質問にもありましたベネフィットを生み出していくことが重要であると考えております。

このため、本市では、具体的な取組を大きく前進させるため、環境省が全国100地域をモデル地域として支援する「脱炭素先行地域」に選定されることを目指しており、選定されれば最大50億円の国からの交付金を活用し、再生可能エネルギーの導入では太陽光発電、バイオマス・バイオガス発電、風力発電、省エネルギーの推進では省エネ

設備の導入、断熱改修などへの支援を通じて脱炭素の取組を進めていくこととしており、それらの事業を推進していく中では、本市や市民に様々なメリットや裨益が生じるような仕組みづくりを目指していきたいと考えております。

また、将来的にはモデル事業の成果を市内全域に横展開していくことを目指しており、そのためには既存の国や県の補助金などを最大限活用するほか、新たな補助金等の創設などについても提案を検討していきたいと考えております。

さらに、御提案のありました農地での太陽光発電や小さな地域での小水力発電などの取組も、本市のポテンシャルを生かした有効な方策であると考えており、様々な取組を組み合わせることで本市の脱炭素、ゼロカーボンを目指していく必要がありますので、具体的な進め方を研究するとともに、支援措置などの検討も進めていきたいと考えております。

次に、(3)の本市における再生可能エネルギー開発に関する条例制定についてですが、全国では、一部ではありますが再生可能エネルギー発電事業をめぐる様々な問題や課題が生じていると認識しているところでございます。

(1)のところでも触れさせていただきましたが、このような課題を背景としまして、令和4年4月に県が条例を施行し、発電事業者と地元住民が計画の初期段階から十分にコミュニケーションを取りながら、地域との共生が図られた再エネの導入を目指す仕組みが導入されておりますので、現状では本市独自の条例を制定する考えはありませんが、全国的には条例で事業収益の一部を税として徴収することにより無秩序な開発を抑制する動きなどもございますので、引き続き様々な動きを注視しながら、再生可能エネルギー発電事業の適切な実施と、自然環境の調和を図るために必要な対策を検討していきたいと考えております。

なお、市民が関係する情報に簡単にアクセスで

き、質問や情報に対する回答を公開することも重要であり、市民との対話を通じて計画を柔軟に調整できることが望ましいのではないかとということについてですが、基本的に先ほども御説明いたしました県条例がその役割を担うものと考えておりますが、さらに透明性を高める努力も必要と考えておりますので、法令などによる制限を受けない範囲内でどのような対応が可能なのか、引き続き検討していきたいと考えております。

私からは以上であります。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、1の(1)のうち、栗子山風力発電事業に関する森林法関係の手続についてと、2の(3)米沢市版DMOについてお答えいたします。

まず、1の(1)についてですが、民間事業者からは、事前調査用の風況観測機器を設置する際に、立木を伐採する必要があったことから、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出書」が令和元年度から令和5年度にかけて本市に届出されており、担当課におきましてその内容を十分確認し、米沢市森林整備計画に適合していることを確認しております。

また、伐採が完了した際に提出が義務づけられている「伐採に係る森林の状況報告書」についても提出されており、市としましてはこの届出書と状況報告書に基づきまして、5年後に現地を確認し、届出書などに記載されております植栽や天然更新などがなされていない際には、造林の指導などを行うこととなります。

本市におきましては、森林法関係の手続はこのような状況になっているところです。

なお、様々な諸条件をクリアした後、風力発電所本体やその工事用道路建設に至る場合は、1ヘクタールを超える大規模な森林開発行為を伴うことになるため、森林法で規定する林地開発許可制度に基づきまして、県知事の許可を得る必要が

あります。

この審査段階では、県から市に対する意見聴取の手续がありますので、その際には県及び市内の関連する課と十分連携しながら対応することにしております。

次に、2の(3)米沢市版DMO推進事業負担金と候補DMOの関係性についてですが、米沢市版DMOについては、多様な関係者の合意形成を図り、観光戦略を決定する組織である米沢観光推進機構と、米沢観光推進機構で決定した施策を実行していく組織の2つを包括したものとして位置づけております。

また、米沢観光推進機構には、幹事会と戦略会議の2つの会議体を設けて、組織の目的に基づく事業戦略の策定、進捗管理、事業評価などについて合意しながら進めてきており、その戦略に基づいて実際に事業を展開する実行組織を担っているのがプラットヨネザワ株式会社であります。

事業展開におきまして、令和4年5月に設立以降、過去2年間については、稼ぐ・稼げる地域をつくっていくための専門人材の育成、組織体制の整備のほか、中心事業である観光DX事業として、観光戦略を策定するために必要な宿泊や購買、移動などの観光情報を集約するプラットフォームの構築を行う機関として、順調に事業を推進してきました。

3年目の今年度からは、地域の課題に対し、観光戦略を考え、蓄積したデータを活用した地域の魅力磨き上げ事業、プロモーション事業、地域商社事業のほか、継続事業である観光DX事業などを実施していくこととしており、実行組織であるプラットヨネザワ株式会社が米沢観光推進機構の事務局の一員として主導的に先導しながら事業展開していきます。

また、同社は米沢観光推進機構としての事業以外にも、独自事業として観光DX事業で収集・分析したデータから見えてきた地域課題を解決するために、官公庁などの国の補助金を活用した高

付加価値化事業やDXの推進による観光・地域経済活性化実証事業などに取り組むなど、当初想定していた計画以上の事業を展開しており、組織としても独自性を持ちながら、地域の観光振興に大きく寄与いただいているものと認識しております。

さらに、プラットヨネザワ株式会社では、年度内に登録DMOの申請を予定しておりますが、間接的に国からの交付金を受ける米沢観光推進機構での役割、具体的な実行組織としての関係性などの点において、米沢観光推進機構のより高い透明性を図る観点から、このたび幹事会と戦略会議のメンバーの見直しを行うなど、組織運営の改善に努めたところであり、このことにつきましては観光庁からも了承をいただいております。

次に、本年2月にプラットヨネザワ株式会社を対象にして行った外部監査につきましては、公金を活用した事業については、より高い透明性が求められることや、当機構と当社が委託関係における受発注者の関係にあるため、委託金の使途について疑念を持たれた方がおられたため、同社の御協力をいただき、任意調査として行ったものであります。

具体的には、令和4年度の業務委託料と運営補助金及び令和5年度の運営補助金について、支出されたときされる支出先に間違いなく支出されているか確認する会計調査を実施したもので、関係帳簿、外注先との契約書や請求書、領収書の帳簿を確認した結果、これら資料などと支出された金額が一致しており、問題がないことを確認したところであります。

同社からは事業実績報告書を提出いただいておりますが、繰り返しになりますが国の交付金を基に実施する事業であること、米沢観光推進機構とプラットヨネザワ株式会社が受発注者の関係であることから、組織と会計事務の透明性を確保していく観点から、今後も外部監査を実施していきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 私からは、本市監査委員による是正勧告の履行状況についてのうち、(1)各関係機関・団体側の追認行為について、及び(2)本件を受けての本市規定による委任行為についてお答えいたします。

令和6年1月12日付の本市監査委員から出された是正勧告については、負担金の支出の中身が、市が公益的な活動を行う外郭団体の事業を支援するものであり、外形的に双方代理に該当する状態ではありますが、双方に不利益を及ぼすものではないと判断し、双方代理状態を解消する措置を講ずることとしたところです。これは過去の判例において、地方公共団体の双方代理行為の追認を議会が行うことができると判示されたことを根拠に、さきの1月臨時会に議案を上程し、双方代理行為を追認する議決をいただきました。

この議決を得たことで、双方代理行為は有効となったところですが、その追認の範囲は、本市が米沢観光推進機構に対し令和4年度及び令和5年度に負担金を支出した行為、本市が同機構から令和4年度に戻入した行為となります。

また、両年度に負担金を受領した同機構においても、令和6年3月30日の臨時総会において経緯を説明し、同機構が負担金を本市に請求し、本市から受領したことなどについて追認する議決がなされております。

次に、本市が従来から定めていた米沢市副市長に対する事務委任規則におきましては、双方代理を回避するため、契約の締結に関する事務を明記しておりましたが、この規定を契約書を取り交わすような事務に限られると担当のほうで解釈し、負担金の支出はそれに該当しない事務との認識で事務手続を進めてしまったことがそもそもの原因と考えているところでございます。

このたびの是正勧告を重く受け止め、さきの3

月定例会で令和4年度の事務について追認の議決をいただきましたので、他の年度についても精査を進め、双方代理に該当する事案があった場合はこれを解消する措置を行ってまいります。

また、今後の対応として、まずは可能な限り相手方の代表者を市長以外の者とするよう求めていくこと、それが難しい場合は市長の権限の一部を副市長に委任して事務処理を行うこと、それも難しい場合は議会に事前に説明し許諾をいただくことなどを考えてございます。

副市長に対する事務委任規則につきましては、対象となる事務の範囲をより具体的に明記する改正を行っております。

さらに、職員に対し、双方代理となる行為を回避する対応を徹底してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私から、3、本市学校給食における地産地消等の今後についてお答えいたします。

初めに、(1)地産地消と学区内商店との今後の関わりについてお答えいたします。

食材については、安全性を確保するとともに、旬の米沢産や置賜産、国内産を優先していく考えの下、産地や品質、価格等を総合的に勘案して発注を行う必要があるものと考えております。

現在、学校給食における食材の発注は、各小学校単位で栄養教諭や学校栄養士、調理師が行っており、最大で約900食分の発注となります。

食材の納入については、青果物及び生鮮食品は市内の小売店や卸業者、地元の生産者から各小学校へ納入しております。

学校給食で使用する食材のうち、青果物はその大部分が米沢市青果物地方卸売市場を通じて納入されており、地元産食材を効率的に納入するために、農政課で実施している学校給食における地場産農産物供給事業を活用してきたところであ

り、今後ともこの取組を継続し、農産物の地産地消について積極的に推進してまいりたいと考えております。

今後、共同調理場が設置されても、小学校における自校方式の給食は継続して行うため、栄養教諭や学校栄養士、調理師が地元の商店、農家へ発注を行う方式に変更はなく、中学生の食数分の数量は減りますが、地元の小売店や生産者から納入されるものと考えております。

一方で、共同調理場の設置に当たり、調味料や冷凍食材等の加工食材のほか、これまで市外業者から購入していた共同購入が可能な食材の調達については、地元業者を優先することを視野に入れながらも、競争性・公平性を確保して納入業者を決定する必要があると考えております。

また、共同調理場では最大で約2,100食と食数が多くなるため、従来各小学校単位で発注していた量を大幅に上回ることから、既存の納入業者あるいは生産者が安定的に必要な量を確保し納入できるのかといったことについて、聞き取り調査を行う必要があると認識しています。

このほか、肉や魚、豆腐、卵など、ほかの食材についても、まずは食材ごとにどのような調達方法を採用するのかを検討する必要がありますので、これまでの納入業者等の関係者の意見を踏まえながら、食材調達の仕組みづくりを整えることが大切であると考えております。

このように、共同調理場の食材調達に当たっては、購入方法や安定的な数量の確保など、新たな課題がありますので、農水産物の小売業組合の方々と食材調達の方式について意見交換を行いながら、先進事例を参考に検討を進めてまいります。

次に、(2) S P Cとの契約内容と追加規定についてお答えします。

S P Cと締結した事業契約では、市は必要があると認める場合、要求水準書に規定された設計条件の追加及び変更を事業者に対して求めること

ができ、さらに、市及び事業者はそれぞれ維持管理・運営期間中に合理的な必要が生じた場合、要求水準書等のうち、維持管理業務または運営業務に係る部分の変更を相手方に求めることができ、この場合、市または事業者は相手方との協議に応じなければならないとしております。

この協議が成立したときは、要求水準書等のうち、維持管理業務または運営業務に係る部分の変更を行い、この場合のサービスの対価の支払額の変更は市と事業者の合意により決定するものとしております。

なお、食材の調達・検収計画によっては、追加規定を設けたり、調理場の手法や機器の変更が必要になったりする可能性があるのではとの御質問ではありますが、現在、食材の調達・検収計画について検討を進めているところであり、今のところ契約変更が必要となることはないものと考えていますが、必要となった場合には契約に従って対応してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番(影澤政夫議員) 誠にいつもながら御丁寧な御答弁ありがとうございました。

時間の許す限り追加の質問をさせていただきたいと存じますけれども、順を追って、まず本市の地産地消エネルギーの考え方について、一定程度、特に答弁の中ではいわゆる地産地消の中でも地域循環型ということも含めてお考えのようですし、私としてもその方向性でぜひお願いしたいということです。基本はいわゆるF I TということよりもN o n - F I T、こちらでやはり地域でのエネルギー開発をできるような仕組みづくりにかじを切られたほうが一番の近道ではないかと思っておりました。

その中で、最後のほうで御答弁いただきましたけれども、県の条例があるから市の条例は今のところ考えていらっしやらないということでしたけれども、その過程において少しお聞きしたいこ

とがあるので、教えてください。

先ほど産業部長のほうから、いわゆる伐採届は、様々面積にもよるのだけれども市で届出を受けるのだと。このたび様々試験的に対応するがために、伐採届は既に受けていると。それについて、書式あるいは様々なことについて問題がなければ届出は受理しているということだと思わずけれども、その後で大規模な計画になった場合に、県のほうの林地開発届が出るので、米沢市とすればその段階において、例えば作業道を造るための伐採届が出たときに、そこまで心配するのではないかというお考えですか。それとも、その場でもその後の大規模な開発届があることを認知できるというような、そういうシステムになっているかということをお聞きしたつもりなのですけれども、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 令和元年度から5年度にかけて御相談のあった件につきましては、あくまでも事前調査用の風況観測機器を設置するというお話がありましたので、それに基づいて、面積要件も考慮しながら必要な手続を取っていたということでもあります。

先ほどお話ししましたが、その後、具体的に諸条件をクリアして、風力発電本体を設置する場合、その段階ではどういう程度の規模になるか分かりませんので、そういうふうになった場合は改めて御相談いただくという形になります。よろしく申し上げます。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） その具体的になっていない部分について私は実は問題にしているということで、独自条例のほうに行きたいのですけれども、要はそういった試験的ないわゆる届出、本市で承る届出の関係がぼこぼここと様々出てまいりまして、いざ実際大きい目的とか様々な開発行為が分かった段階で、今回のようになかなかこれは大変だということで、反対的な立場を取りな

がら、市民の皆さんの中でも声を上げてらっしゃる方がいる。こういう声が広がって行って、最終的には大きい開発行為自体の計画が中止されたり、あるいは変更された場合に、私が心配しているのは、そういうふうなことで先に届け出て造ってしまった、伐採してしまったところが、5年後に確認するとは申せ、そのままになってしまうのではないかという心配がある。だから、そういったことも含めて、米沢市として独自の条例があれば、最初からそのことが分かるわけですから、そういうことを述べているのですけれども、この条例の制定についてはいかがですか。これからも検討されるということでもありますけれども、私はそういう意味でも言っているのですけれども、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 必要な手続については、あくまでも森林法に基づく手続でありますので、現時点では国の大本の手続に沿っていろいろ考えていく、それが基本になるかと思えます。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 先ほど壇上で説明申し上げました県の条例につきましては、今議員がおっしゃっているような様々な問題があったことを踏まえて県がつくった条例でございまして、計画の策定段階から一定規模以上ものは県に届け出ることを義務づけておりますので、その中で様々な県からの指導、市からの意見、それから住民説明会なども実際やった上で、そういった合意が得られた段階で県知事はそこを許可するという条例になっておりますので、そういったところについては県のところでカバーできるということで、現在のところ市としてはそこまでは考えていないということを申し上げたものでございます。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひ県のそういった状況について対応する、あるからということではなく、

全国には様々な先進事例もあろうかと思えますし、先ほど述べたような私の懸念というようなものについても実際起こり得る可能性はあるわけなので、取り残されてしまうというか、伐採がそのままになってしまうということで、結局我々は景観からすれば非常に問題のあるような結果となってしまうなんていうことがないように、ぜひ研究されて、今後単独的な条例についてもやはり御検討いただければと思います。その辺のところは県との協議ということにもつながっているのかもしれませんが、何も米沢市が県にあまりお伺いを立てる必要はないと思うのですが、独自の条例についてもぜひ検討いただきたいということなのです。その辺、よろしく願いいたします。

それで、脱炭素の先行地域ということで、今回選んだ4モデル地区ですか、こちらのほうに話を移させていただきたいのですけれども、ここを選ばれた理由、そしてそこでは事業者側の皆さんに対して声かけをなさっています。それはいわゆる三次産業という限定書きがあったように思っておりますけれども、この辺の理由は何だったのでしょうか。教えてください。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 このたび環境省の脱炭素先行地域のモデル地域としては、山上、万世、上郷、窪田の東側4地区を御指定させていただき予定しております。

ここを選んだ理由としましては、既に風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの発電設備が稼働しておりまして、既存施設を有効に活用できる可能性があることがまず1点でございます。2つ目は、農村と住宅が共存する地域で、ほかの地域への展開なども将来的にはモデルとなること、3つ目は、13号沿いに隣接した地域となっておりまして、交付金の要件として隣接する地域というものがございまして、そちらを選んでいること、4つ目は、一定規模以上になった場合に採

択が有利になるということもございまして、そういったことも全体的に勘案しまして、この4地区をモデル地域として指定したものでございます。

それから、脱炭素先行地域については、対象が民生部門となっております、製造部門などは該当しないということになっておりますので、あくまで今回個人、公共、あるいは製造を除くサービス事業者を対象に実施するものでございます。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 分かりました。

その際に、既にFIT目的で、小規模のはあるのですけれども、例えば太陽光発電も既に対応していらっしゃるのか、あるいは田んぼに太陽光パネルを装着しながらもFITをしているような個人や事業者の方がいらっしゃる時に、今回のモデル地区にそういった方が該当していれば、少しお聞きしたい点は、そういう既存のものも含めて、いわゆる地域循環型の電力に寄与するためのモデル地区ということで、その方々にももちろんお声がけしながら、こういった補助金、そういったモデル地区としてのいろんなメリットをお伝えしながら、共にやっていくという考え方でよろしかったでしょうか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 今回の脱炭素先行地域については、交付金が入りますので、FITは除かれる形になります。ですので、既存の事業者の方が新たに別の形で取り組まれる場合は当然対象になりますが、既存のFITについては除外という形で、別に分けて考えるという形で考えております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 少し具体的になって申し訳ないのですけれども、今までFITをしていたのだけれども、今回の件でこちらを切ってしまうと、Non-FITにしましょうというふうにしての方が変更した場合は、それなりの対応というの

は出てくると。ただ、今までF I Tで対応した方は除外すると。ただ、これを今やめてNon-F I Tにしたいということに対してはいかがですか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 F I Tについては、20年間の固定価格買取りが保障されておりますので、やめるということは現実的ではないと思っております。

また、新たに取り組みられる部分については、F I Tではない形で太陽光発電なども提供させていただきますので、そちらについてはぜひ取り組んでいただければと考えております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） そういった様々な事業者同士の制約もあろうかと思えますけれども、その辺のところも少し柔軟に考えながらこの事業をやればいいのかという思いでの質問でございました。それはやはり制約がある以上どうにもならないということになるのでしょうかけれども、時間の関係もありますので、次に移らせていただきます。

何回も是正勧告ということで御質問させていただいておりますけれども、先ほどのお話の中でいわゆる双方代理の関係については既に解消されている部分と、それから当然にして様々な問題があった点についてはもう既にきちっと適正化されているということですのでよろしいかと思うのですが、今回新たなビジョンに入ってもらえると。候補DMOの方がいよいよ登録になるということに際して、幹事から外れていただいたり、それから事務局をしてもらっちゃった中身がありますけれども、そこからも外れていただいたということは、新たなステップに向けて、こんな言い方は変ですけれども、そこにおってはいけないとか、そういう考え方ではなくて、新たに事業を展開していただくために今回そういった幹事とか事務局から外れていただいたということ

でよろしかったですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 見直し、改善によりまして幹事からは外れていただきましたけれども、いろいろ検討した結果、事務局としては観光課と一緒に担っていただいております。

今回の見直しに当たっては、前段でもお答えしましたけれどもあくまでも国の交付金を原資に行う事業で、より高い透明性が求められるということ、あとは受発注者の関係にあるということからも、組織、会計事務にも同様に透明性が求められるということから、組織、メンバーの改善を行った、変更を行ったということでございます。よろしく申し上げます。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 幹事会からは抜けていただきながらも、事務局についてはこのままとどまっていたらいいということですのでよろしいわけですね。

公金というお話がございましたけれども、少し私はここが混乱しているのであります。というのも、言わば米沢観光推進機構に支払われてきた公金は、その段階で公金ではなくなる的な発言をなさっていらっしゃいませでしたか。私がそこで不思議に思ったのは、結局のところ戻入の関係も含めて指示されていらっしゃいますよね。一旦その組織の中に入って公金でなくなったものを、余ったから返してくださいという関係は少しおかしい話なので、最初から最後まで公金であるのかと思うのですが、私、記者会見の話だと間違っ聞いていますかね。いかがですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 この米沢市版DMO事業、現在の事業につきましては、国の交付金を活用した事業でありますので、市から観光推進機構に出した負担金については、事業終了後、不用額が生じれば観光推進機構から米沢市に対して返還していただくと。同様に、観光推進機構からプラット

ヨネザワ社に出した補助金につきましても、補助事業終了後、仮に不用額が出た場合は同社から機構に返還していただくと。このようなことから、最終的に不用額については市に戻入していただいて、それを国にお返しする、そういう流れになります。よろしく願います。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） また分からなくなったのですけれども、1月29日の定例の記者会見において言われています。お金の性質としては、米沢観光推進機構に渡った時点で公金ではないとしております。公金ではないけれども、米沢観光推進機構自体は公的な存在であることに間違いはないです。これは公金なのですか、公金ではないのですか。今のお話だと、最初から最後まで公金だということですのでよろしいのですかということをお聞きしているのですけれども、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 先ほども申し上げましたけれども、それぞれ市から観光推進機構には負担金として出しておりますけれども、その際も条件として不用額が出た場合は返していただくと。（「いや、不用額が出た場合ではなくて、公金なのか公金ではないのかと聞いているのです」の声あり）

原資は公金になりますけれども、取扱いとしては米沢市と観光推進機構との関係におきましては公金になります。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） そこをはっきりしていただけないですか。公金なのです、これは。最初から最後まで。違いますか。違うなら違うと言ってください。はっきりと。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 市から観光推進機構については公金になります。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 分かりました。話題を替えます。

最後に教育委員会に少しだけ申し上げておきたいことがございます。この間、学校給食の検証委員会がございました。そこで出された資料があるのですけれども、資料の4に地元の食材の活用とございます。そこには、議事録などを拝見すると、オーガニックビレッジ宣言についても言及されておいて、それらを全て網羅して対応する、これから検討するとお約束しています。後で議事録を読んでみてください。地元の食材の活用の資料の4には、中学校食材だけを納入するところということで、結構な件数がございます。それらを、2,000食の対応の中で、おっしゃったような展望が開けるようなことが実際できるのかどうか、ということをお考えなのか、端的にお話しください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 現在、共同調理場への食材の納入について、米沢青果商業組合、米沢水産物買受人組合、米沢食肉組合、協同組合米沢総合卸売センターの方々と情報共有、意見交換を行っているところでございます。それぞれの食材の納入方法について現在検討を行っている最中でございますので、その進捗等の報告についてはもうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 先ほど資料の4ということで、食材納入業者（中学校）としてございます。令和5年4月1日現在です。野菜・果実の店舗数として27店舗、食肉は9社、かなりな数で、重複する場合もあるのでしょうか、こういった方々のお約束にはどのように対応されるのかということと、それから検証委員会の方々は、これらの事業者の方々と一緒に、今後も納入していただけると勘違いしていませんか。できるものはできる、できないものはできないとはっきりしておかないと、私は駄目になると思っております、これは。よろしく願います。いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 先ほど申し上げましたとおり現在検討中でございますので、進捗等につきましての報告はもうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひ今後もそういった進捗について逐次教えていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

これで私の質問を終わります。

○相田克平議長 以上で8番影澤政夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時25分 休 憩

~~~~~  
午後 3時35分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、安全安心な除雪体制の構築を目指して外1点、12番古山悠生議員。

〔12番古山悠生議員登壇〕（拍手）

○12番（古山悠生議員） 6月になり、草花の生命力にあふれる新緑がまぶしい季節となりました。ここ数日は例年並みの気温となっておりますが、4月の平均気温は統計開始以降最も高い値となり、この傾向はこの先も続くと予想されています。

また、昨年度は雪が少なかったこともあり、農家の間では「今年は水不足になるのでは」という心配の声が聞こえてきます。雪が少ないことは、市民にとって過ごしやすい冬であった一方で、雪は田畑を潤す水源でもあり、また、除雪をなりわいとする業者にも大きな影響を与えることになります。

昨年は暖冬で少雪でしたが、本市は全域が豪雪地帯に指定され、背丈を超える雪が降ることもあり、冬期間の雪片づけや通勤・通学にも影響する

など、市民に大きな負担を与えています。

人口減少が進む本市にとって、若者が本市を離れる要因にもなり、雪を克服することは人口減少対策にもつながります。近藤市長も、昨年の市長選挙で公約に「きめ細やかな除雪」を掲げ、当選されました。

しかし、実際には少雪となり、拍子抜けになったかもしれませんが、安全安心な除雪体制を構築することは市民生活を守る上で重要課題であると考えます。

そこで、本市では、きめ細やかな除雪を行うためにどのようなことに取り組んでいるのか、特に今年度重点的に取り組むことは何か、お伺いいたします。

また、高齢化や人材不足が進む除雪オペレーターを確保するために、令和2年度から本市の除排雪業者がオペレーターの育成に係る資格取得等の経費の一部を補助する除雪オペレーター育成支援事業を行っていますが、この成果をどのように評価しているのか、また、これまでの事業で見えてきた課題は何か、お伺いいたします。

続いての質問です。

豪雪地帯である本市では、除雪には民間事業者の協力が必要不可欠であり、市内の建設業者や農閑期の農家によって支えられてきました。事業者は、自分たちで重機や人員を確保し、毎年の降雪期に備え除雪作業を行います。昨シーズンのような少雪で稼働が少ない年であっても、事業者は人件費や機械代等の経費を払い、維持する必要があります。

また、稼働が減れば収入が減り、事業を継続することが難しくなってきます。本市では、除雪の出動が基準を下回った場合、除排雪業者に補償料を支払っていますが、その補償料の算定基準は何か、また、昨年度の執行状況についてもお知らせください。

次に、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画についてお伺いいたします。

この計画は、平成30年度に策定され、令和20年度までに市内8校の中学校が3校に、17校の小学校が8校になることが示されていました。

この計画に従い、中学校は令和8年度に南成・北成中学校が開校し、令和11年度には東成中学校が開校する準備が進められています。

小学校については、令和3年度に南原小学校と関小学校、松川小学校と関根小学校が統合しました。また、令和5年度には西部小学校と三沢東部・三沢西部小学校が統合し、令和9年度には広幡・六郷・塩井小学校の統合が予定されています。

小学校の統合は、複式学級のある学校から取り組まれてきましたが、令和5年度に米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画が見直されました。これまで小学校の適正規模を「1学年2学級以上、全体で12学級以上」としていたものが、「1学年1学級以上、全体で6学級以上」の規模も認めるという基準が追加されました。これにより、従前の計画では令和13年度までに東部小と松川小、万世小と上郷小、西部小と愛宕小、さらに南部小と南原小が統合を目指す計画でしたが、今後、複式学級になる可能性が出るまで、統合時期を設定しないことが示されました。

小学校は地域の核であり、今回の見直しに胸をなで下ろした方もいるかと思いますが、一方で計画の変更に戸惑いも感じています。

そこでお伺いいたしますが、小学校の適正規模の基準に「1学年1学級以上、全体で6学級以上」の基準を追加した理由や背景は何か、お伺いいたします。

続いての質問です。

令和9年度に広幡・六郷・塩井小学校の統合が予定されていますが、統合に向けて昨年度に地元代表者会議が開かれ、地元からの意見書が教育長宛てに提出されました。次のステップでは、開校準備委員会で協議されることになっています。

これまで大規模校に小規模校が統合する形になっていましたが、この統合は塩井小学校の規模が

比較的大きいものの、同程度の小学校が統合し、別の場所に新しい学校として整備される、本市にとって初めてのケースではないかと思います。そのため、これまでとは違う留意点があると想像しますが、今年度、統合に向けてどのような取組をされるのか、お伺いいたします。

最後の質問です。

統合には、現第六中学校の校舎を小学校の校舎に改修するという事で、これもまた本市にとって初めてのケースになりますが、具体的にどのような設備や機能が改修されると想定されているのか、お伺いいたします。

また、先日の総務文教常任委員会協議会及び市政協議会で報告された米沢市公共施設等総合管理計画に係る事業実施状況には、現第六中学校の施設内に放課後児童クラブを新たに設置との記載がありますが、これに至る経緯と今後のスケジュールについてもお知らせください。

演壇からの質問は以上です。御答弁よろしくお伺いいたします。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、1、安全安心な除雪体制の構築を目指してについてお答えいたします。

初めに、(1)の安全安心な除雪体制の構築のためにどのような取組を行っているのかについてであります。本市は特別豪雪地帯に指定されており、令和5年度は少雪であったものの、令和2年度や令和3年度は大雪になるなど、近年の異常気象でも安定した除雪体制の構築を図る上で、市と除雪業者だけでなく、市民の方の協力が必要不可欠であると考えており、広報や地区説明会などを通じ、雪押し場の確保や除排雪協力会の設立などのお願いを行うなど、地域共助による除排雪を推進する取組を行っております。

一方、除雪事業者に対しては、令和5年度のような少雪の年でも持続可能な除雪体制が構築で

きるよう、除雪車両のメンテナンス費用などや除雪オペレーターへの人件費の負担軽減を目的とした除雪の補償制度を設けているほか、除雪オペレーター確保のため、免許取得費用などの経費の一部について支援する除雪オペレーター育成支援事業を実施しております。

また、近年は除雪車両が高騰しており、除雪事業者も車両の更新に苦慮していることから、市が保有している除雪車両24台を計画的に更新し、除雪事業者に貸出しを行い、緊急時や排雪などで作業ができるよう、除雪体制の構築に向けた取組を行っております。

特に今年度重点的に行っている取組といたしましては、除雪車運行管理システムの導入による除排雪業務の見直しであります。除雪車運行管理システムは、除雪車の位置情報がリアルタイムで把握できるため、インターネットを通じて除雪状況を市民に公開できるほか、押し雪軽減世帯などをシステムに登録し、除雪オペレーターが除雪作業中にGPS端末のアラーム機能を利用することで作業の見落としを防ぐことができ、除雪事業者の日々の日報作成といった事務負担の軽減や、本市の事業管理の効率化にも役立っているところでもあります。

加えて、大雪時や車両に故障が発生し除雪が遅れている路線などへ近隣の除雪車がサポートする体制の構築や、定められた時間に除雪が完了できない路線につきましては、除雪路線の見直しを図るなど、きめ細かな除雪の実現に向けて、現在、除雪事業者と協議を進めているところであります。

次に、(2) 除雪オペレーター育成支援事業の成果と課題はについてであります。建設業界全体で高齢化や担い手不足という問題を抱えているため、令和2年度より新たな担い手を確保し、安定した除雪体制を維持する目的で創設した事業となります。

実績といたしましては、令和2年度に3名、令

和3年度に5名、令和4年度に5名、令和5年度に7名と、この4年間で20名の方がこの事業を活用し除雪オペレーターの資格を取得し、本市の除排雪業務に従事しております。

また、本事業に対し申請者も少しずつ増加し、除雪オペレーター確保の効果が現れてきており、除排雪事業者からも好評を得ていることから、安定した除雪体制の構築のための一助となっているものと捉えております。

今後の課題といたしましては、少子高齢化により多くの業界・業種で人手不足が懸念されている中、特に建設業界では慢性的な人材不足となっていることから、シニア世代も重要な労働力であると考えており、今年度から補助金の支給対象年齢を49歳から55歳まで引き上げるなどの対策を講じ、除雪オペレーターのさらなる確保に努めているところであり、毎年申請状況や、除雪事業者からも御意見をいただきながら、今後も制度充実に向けた検討を行ってまいります。

次に、(3) 除雪補償料の算定基準と昨年度の執行状況はについてであります。先ほど申し上げましたが、本市では除雪車両のメンテナンス費用などや除雪オペレーターへの人件費の負担軽減を目的に、平成15年度から除雪補償料制度を創設しており、その補償の算定基準につきましては、11月から3月までの委託契約期間内における早朝除雪が過去10か年の平均稼働回数に満たなかった場合に、過去10か年平均の稼働回数と事業年度の実稼働の回数の差を除雪補償料としてお支払いしているところであります。

令和5年度の除雪補償料であります。例年2月末の累積降雪量は5メートル以上になるのに対し、令和5年度の2月末の累積降雪量は273センチメートルと少雪であり、早朝の除雪回数も7回であったことから、令和5年度の補償基準回数19回を大きく下回ることが予想され、除雪事業者が除雪オペレーターの人件費などの確保に支障を来すおそれが生じたため、1月稼働分及び2月

稼働分に対する除雪補償料を前倒しにより支出したところであります。結果、最終的な除雪補償料総額は2億2,146万円になり、令和5年度の早朝除雪、日中除雪の除排雪業務委託料約3億1,103万円を合わせて、除排雪業務に係る費用は5億3,249万円になったところであります。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私から、2、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画についてお答えいたします。

初めに、(1) 小学校の適正規模の基準を「1学年2学級以上」から「1学年1学級以上」に見直した理由は何かについてお答えいたします。

このたびの米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画の見直しにおいては、小中学校の再編統合に向けて、学校PTA、学校活動を支援いただいている教育後援会、同窓会及び校区内の地域の方々にお集まりいただき、市内の校区ごとに地元代表者協議会を開催し、学校を閉じることによる心配や不安、さらに統合に向けた要望や思いなどについて話し合いをしていただきながら、様々な御意見をお出しいただきました。そのような取組を通して、地域と学校、とりわけ小学校と地域との関わりがとても強いことを改めて確認したところです。このことは、小学校が地域の皆様に支えていただいているというあかしでもあると考えております。

また、改定前の基本計画を策定した平成30年頃においてはなかった児童生徒の1人1台端末の導入という教育環境の大きな変化を経て、1つの学校の1つの学級だけではなく、離れた異なる学校間の子供たちが同一の学習体験が可能となる環境が整っております。このような学校における実践を踏まえ、再編統合を予定している小学校間での連携による共同学習が可能となったこと、また、小中一貫教育の取組を進めるための環境も整

い、小中連携も一層活発なものになることが想定されていることを踏まえ、小規模校の短所を最小化しつつ、併せて大規模校で得られる効果も期待できると判断して、「1学年1学級以上、全体で6学級以上」の学校規模について認めることとし、新たな基準として追加させていただいたものです。

次に、(2) 広幡・六郷・塩井小学校の統合に向けた今年度の取組はについてお答えします。

広幡小学校、六郷小学校及び塩井小学校の統合による(仮称)統合小学校の開校に向けた取組としましては、今年度、開校準備委員会を立ち上げる予定となっており、現在、第1回目の会議の開催に向けて準備作業を進めているところです。

開校準備委員会は、小学校PTA、校区内の地域の代表の方々と小学校教職員が委員となって、新たな小学校を開設するために準備する必要がある、例えば校名、校歌、校章、校旗、新たなPTA組織の在り方、統合後の安全な通学の在り方等の事項について、テーマごとの部会に分かれ、協議・検討を行う場となります。今年度は、この開校準備委員会をスタートさせるということが大きな取組となります。

次に、(3) 広幡・六郷・塩井小学校の統合に向けた現第六中学校の校舎の改修内容はどのようなものかについてお答えします。

米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画に基づき、広幡小学校、六郷小学校及び塩井小学校を統合し、新たに開校する(仮称)統合小学校の校舎は、同計画により令和8年度、第四中学校と第六中学校を統合した北成中学校が開校することに伴い廃止されることとなる第六中学校の鉄筋コンクリート造2階建ての校舎を改修し、転用する計画です。

この(仮称)統合小学校を令和9年4月に開校できるよう、既存校舎の改修工事を令和8年度に行うため、その実施設計を令和7年度に行い、基本計画・基本構想に当たるものは令和6年度に決

定していく考えです。

現在、統合対象である広幡小学校、六郷小学校及び塩井小学校の3校の校長と共に、中学校の施設を小学校の施設に転用するために必要な改修内容の検討・協議を進めており、詳細についての確定はもうしばらく時間を要するところではありますが、基本的に中学校を小学校に転用するものでありますので、建築基準法等に沿った階段、手すりの設置に加え、水飲み場、理科実験台や調理台等の高さの確認のほか、各教室の配置計画を進めながら、そのほか老朽化に伴う設備の更新も含め、必要な改修内容を決定していくこととしております。

私からは以上です。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、2の(3)のうち、(仮称)統合小学校内への放課後児童クラブの整備の経過と今後のスケジュールについてお答えいたします。

昨年1月20日に広幡・六郷・塩井、3地区の放課後児童クラブ運営委員会の連名で、市長と教育長に対して(仮称)統合小学校校舎内への放課後児童クラブの設置についての要望書が提出されました。

その後、子育て支援課、教育総務課及び学校教育課との調整、協議を経て、今年の3月25日開催の公共施設等総合管理庁内検討委員会で、(仮称)統合小学校となる現第六中学校の校舎内に放課後児童クラブを整備する方向で進めることが決定されました。

この決定を受け、公共施設等総合管理計画に係る事業実施状況に放課後児童クラブの施設内への整備と掲載し、5月開催の総務文教常任委員会協議会及び市政協議会で報告したものです。

今後は、令和9年度の(仮称)統合小学校の開校に合わせ、放課後児童クラブの開所となるよう、小学校への改修工事と併せ、放課後児童クラブの

整備を図る予定です。

今年度は、来年度予定の設計業務の仕様書に盛り込むため、3地区の放課後児童クラブとの施設整備に関する話し合いなどを行い、要望などをお聞きする予定です。

令和7年度は設計業務、令和8年度には改修工事を行う予定であります。

私からは以上です。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 御答弁ありがとうございます。

それでは、順に再質問していきたいと思っております。

まず除雪に関してですけれども、建設部長のほうからもありましたが、除雪車運行管理システムについては平成30年度から令和4年度までの4年かけて実証実験を行って、今年度から本格的に導入されることになるかと思っております。

この中で、これまで本市は除雪に関しては距離精算であったものが時間精算へと変更することが検討されているかと思っておりますが、時間精算に変更することによるメリットは何か、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 除雪車運行システムの実証試験の結果では、除雪車両の稼働時間が1台当たり1日約3時間半という状況になってございます。本市では、午前3時から7時までの4時間を基本としておりますので、30分ほど余裕がございまして、その時間を使って丁寧な除雪ができるのではないかという捉え方をしておりますので、そういったメリットもあるところでございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 時間精算になることに対しては、除雪を担当される業者さんからもおむね歓迎されているようですが、一方で、時間精算になったことによって、路線によってはこれまで支払われていた委託料が下がってしまうのではないかとことや、路線途中で自分たちが請

け負っている民間施設の除雪であったりということをやった場合、そこをどう区別するかというようところがやはり不安要素としてあるようですので、ぜひそういった部分も業者側の視点、声をしっかりと拾いながら、安全安心な除雪ができる運行システムを構築していただきたいと思えます。

もう1点お伺いしたいのですが、近年、燃料代等の値上げが続いていますが、除雪車なんかはやはりかなり燃料を使いますので、燃料代の値上げに対する見直しというのはどの程度の頻度で行っているのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 毎年除雪料を算出する場合には、直近の山形県の積算単価というものがございします。10月、12月とあるのですが、その最新の単価を使って除雪単価をはじいているということになります。年度途中、1月、2月でも変わることがございますので、そういった場合は適宜更新をして、値上げをするという対応をしているところでございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) もう1点お伺いしたいのですが、除雪実施計画路線については、年によって増減はあるものの、どちらかというところ近年は増加傾向にあるのかと思います。そして、市民の方からはより丁寧な除雪が求められるようになって、非常に手間というところがかかるといった状態ではないかと思えます。そうなれば、それだけ業者さんに負担もかかるし、さらに行政としてはその分財政的負担がかかるわけですので、この路線の見直し、特にその削減というところを積極的に行っていく必要があるのではないかと思うわけですが、担当課の考えをお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 議員御指摘のとおり、除雪路線については年々若干増えている状況でございます。

ます。そのようなことから、令和2年度より、特に周辺地区におきまして生活道路として支障のない路線を選定いたしまして、コミュニティセンターであったり、地区の方に御意見をいただきながら、除雪路線の削減も進めているところであります。実績といたしましては、過去4年で約7キロメートルの削減をしている状況であります。

引き続きそういった路線を選定しながら、地区の方にもしっかりと御意見をいただきながら、そういったところを進めていきたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 今本当に建設部長がおっしゃったとおり、この路線の距離を減らすということはやはり市民生活に影響を与えかねませんので、そういったところでしっかりと地域住民の理解を得ていくということが必要だと思えますので、引き続きよろしくお伺いしたいと思います。

次に、補償料についてお伺いしたいと思います。

除雪の実稼働回数が過去10か年の平均稼働回数を下回った場合に支払われるということでしたが、除雪業者の方と話をすると、補償料だけでは人件費であったり重機の維持費を賄えない、あるいは他市町村と比べて補償料が安いのではないかというお話をお聞きすることもあります。近隣の他市は時間精算でありますので、なかなか単純に比較することは難しいかもしれませんが、他市での補償料の状況を調査したことがあったのかどうか。

それから、今度精算方法が距離精算から時間精算になった場合の算定基準についても見直す必要があるかと思えますが、そのあたりはどのように進めていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 他市の補償料の算定につきましては把握しているところでございますが、他市

と本市の精算方法が違いますので、単純に比較ができないというところで、比較はしておらないところでもあります。

本市の補償料につきましては、毎年実施しております除雪業者との意見交換会の中で様々課題が挙げられます。そういったところを酌み取りながら、毎年ブラッシュアップして、制度を見直しながら設計をやっているわけではありますが、今年度につきましては本市が時間精算となりますので、周辺地域の算定方法を参考にしながら、さらには除雪事業者の意見を聞きながら、よりよい補償制度となるように考えていきたいと思っております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 除雪については、やはり民間事業者さんの御協力というものが非常に必要不可欠だと思いますので、しっかりとそのあたり、よろしくお伺いしたいと思っております。

また、除雪は元請の会社さんだけでは成り立たなくて、下請であったり、あるいは個人事業主、農家さんなど、そういった方々の協力を得て成り立っていると思っておりますが、この補償料については元請の業者さんだけではなくて、下請であったり個人事業主さんにも支払っているのかどうか、またはそれについて本当に支払われているのかどうかを確認する方法というものはどのようになっているのか、お伺いしたいと思っております。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 除排雪業務委託につきましては、建設工事と同様に公正な下請契約を締結することを義務づけておりますので、下請業者への除雪費の支払いは適切に行われていると認識しておりますけれども、建設工事のように委託料が支払われているかどうかというところの報告を求めておりませんので、その状況については分からないところでもあります。ただ、下請業者からは除雪料の件で支払われていないなどの問合せはございませんので、そういったことも踏まえすと、

やはり今後は下請業者からの委託料の支払いについても報告をしたらいいかと、そういったところにつきましても検討していきたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひよろしくお伺いいたします。

次に、除雪オペレーター育成支援事業についてお伺いしたいと思います。

まず確認なのですが、米沢市内の道路除雪に従事する方の人数は何人いらっしゃるのか、令和5年度の数字で構いませんので、教えていただきたいと思っております。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 令和5年度につきましては、236名の方が市道の除排雪業務に従事いただいている状況でございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 除雪オペレーター育成支援事業は、除排雪業者、主に元請の建設業者さんを通して募集がかけられていると思っておりますが、この対象については建設業者に所属する社員さんだけに限られるのか、そのほかに先ほど申し上げたような冬期間だけ契約する農家さんであったり個人の方、こういった方々も対象になるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 米沢市除雪オペレーター育成支援事業費補助金交付要綱というのを定めておりまして、その中では下請業者の従事者についても対象にしているところがございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 市内約8万人の生活を支える除雪オペレーターが236人というのは、少々心もとない数字のように感じます。道路以外にも、公共施設であったり民間企業でも除雪が必要なわけですので、これから人口減少、高齢化が進む中では、除雪を担っていただく方は一人でも

多いといいと思います。先ほど答弁の中で除雪オペレーター育成支援事業の対象年齢を今度引き上げるといってお話もありましたが、やはり若い方にも除雪に興味を持っていただきたいと思います。例えばなのですが、総務省で作成している消防団員の募集のようなポスターであったり、あるいは地域によっては除雪オペレーターの操作技術、こういったものを競う大会なんかを開催している自治体もございます。そういったところを参考にして、ぜひ若い方、それから多くの方に除雪作業に興味を持ってもらうような取組をしていただきたいと思いますが、そのあたりについてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 除雪オペレーターにつきましては、236名ということで、先ほど議員からあったとおりまだまだ足りないのではないかという話がございます。路線も増えていることから、これから持続可能な除雪をやっていく上では、やはりもう少し充実したほうがいいのかと感じているところであります。そういったところから、議員から御提案があったようなPRであったり、そういったところもしっかりやりながら、その確保に努めてまいりたいと思っております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひよろしく願いたします。

次に、適正規模・適正配置等基本計画についてお伺いしたいと思います。

統合小学校についてお伺いしたいのですが、少し細かいところでお聞きします。

現六中の校舎にはプールがありませんが、統合小学校になった場合、プールは整備される予定があるのかどうか。もし整備されない場合は、どのようにプールの授業を展開していくのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 統合小学校に学校プール

は設置いたしませんけれども、水泳授業の学習を保障してまいりたいと考えております。具体的には、市営プールや民間のスイミングスクールと連携しまして、授業を行える体制を取れるようにしてまいります。

広幡小学校は昨年度から、六郷小学校は今年度から、市営プールを利用した水泳授業を行っています。また、令和6年度、今年度は民間施設と連携し、水泳に慣れる時期である低学年の年間10時間の水泳授業のうち、2時間を民間のスイミングスクールで実施し、残りの8時間は市営プールで実施することにしております。

塩井小学校の1年生につきましても、1時間を民間のスイミングスクールで実施することとしております。

令和9年の統合小学校開校時を見通した対応をできるように、今後も進めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ありがとうございます。

私の息子もちょうど1年生ですので、今日プールバッグを持って、授業はまだ先なのですが、非常に楽しみにしているようでしたので、ぜひよろしく願いたします。

もう1点お伺いしたいのですが、今年度より開校準備委員会での協議が始まりますが、異なる小学校同士が統合するというところで、様々協議する事項があるかと思っております。例えばですけれども、各校にあるPTAについては、会費であったり、あるいは役員の選出方法、それから活動なんかもそれぞればらばらだと思っておりますが、こういったプロセスを経て組織づくりをしていくのか、考えをお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 (仮称)統合小学校につきましては、現在の広幡小、六郷小及び塩井小の3つの小学校を閉じて新たな統合小学校を開校するという形になりますので、現行のいずれの小

学校のPTA組織でもない、新たなPTA組織の在り方を検討していく必要があるものと考えております。

現在、立ち上げに向けた準備作業を進めております(仮称)統合小学校開校準備委員会において、検討すべきテーマ別に部会を設置する予定としております。その一つに統合小学校におけるPTA組織の在り方について検討していただく部会の設置を予定しておりますので、その場を活用して現在の各小学校のPTAの代表の方々に様々御検討いただきたいと考えているところでございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) その点については承知いたしました。

今回、3つの学校が統合するという事で、非常に学区が広がるのではないかと思います。ちなみに、我が家は六郷小学校から1.3キロメートルの距離にあって、これが六中になると3キロメートルになります。先ほども言いましたが、私の息子はちょうど1年生で、やっとやっと歩いていくのです、今の小学校の場所まで。これが3キロメートルになって、本当に歩いていけるのかと非常に心配なわけですが、このあたりはほかの保護者さんも大変心配していますが、まず確認したいのが現行でのスクールバスを運行する基準は距離数として設定されているものがあるのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 小学校の場合、国で示す遠距離通学の基準は、通学距離が4キロメートル以上となっているところです。この距離が一定の目安になるものと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 山口教育指導部長もよく御存じだと思いますが、六中の学区内には例えば米沢南陽白鷹線、いわゆる中街道の塩井町塩野から六郷橋付近まで、ここが非常に狭くなってい

て、しかも歩道もなく、そして交通量も多い、非常に危険な場所になっています。また、場所によっては民家もなく、人通りの少ない場所があります。何かあったときに助けを呼ぶことができない。思い出されるのが、昨年田沢で女子中学生が熱中症と見られる症状で亡くなったということがありました。こういった同様な事例にもつながりかねないと思います。ですので、統合小学校の学区、これは私も測ってみましたけれども、一番遠いところで4.1キロメートルぐらいでした。今の基準からいけば、ほとんどの児童生徒が歩くということになりますが、今申し上げたとおり、そういった通学の状況に合わせて、4キロメートルというところにこだわらずに、やはりスクールバスの運行を考えていく必要があるかと思いますが、教育委員会の考えをお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 通学方法等につきましては、先ほど申し上げました開校準備委員会の中に通学について検討していただく部会を立ち上げてもらいます。そこで、実際に今現在の校区内の状況ですとか様々確認していただきながら、通学方法の在り方について検討していただく予定です。

各校区における住宅、店舗等の立地状況ですとか、様々自然状況などを考えますと、配慮しなければならない部分というのは多々あると認識しておりますので、その部会の中でまずは課題等を出していただき、検討していくことを進めてまいりたいと思っております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひよろしくお伺いいたします。

続いて、第六中学校への放課後児童クラブの整備についてお伺いしたいと思います。

先ほど健康福祉部長のほうから経緯であったり今後のスケジュールを御答弁いただきましたが、

3地区の放課後児童クラブが統合した場合、何人ぐらいの規模になると想定されているのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 整備予定の放課後児童クラブの規模につきましては、現在の入所状況とか、また児童数の推移、あと統合後の小学校の整備場所などを総合的に判断させていただき、現段階で2支援の単位、定員は90名の規模を想定しているところです。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 2支援単位、90名の規模となってくると、相当の面積が必要となつて、おのずと整備場所も限られてくるのかと思います。小学校の施設内に放課後児童クラブを整備する場合、現在塩井小なんかがあるのだと思いますが、入り口など、学校と学童の動線、それから活動場所が区分できる、占有のスペースが望ましいのではないかと考えますが、担当課としての考えをお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 放課後児童クラブの設置については、運営する実施主体側と利用する子供たちの利便性や保護者の方の利便性を考慮する必要があると考えております。

また、施設を管理する上で、学校側と放課後児童クラブ側、双方の責任区分が明確になるのがよいと考えておりますので、担当としては占有の利用が望ましいと考えているところです。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 昨年1月に出された要望書に加えて、今年5月20日にも3クラブの代表と3地区の代表から要望書が市長と教育長宛てに出されています。この要望書では、整備場所として具体的に武道場への設置を要望していますが、さらに先ほどの健康福祉部長からの答弁を加えて、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。

放課後児童クラブは、市内の小学生の大体4割超が利用しているわけでありまして、小学校の教育機関と同様に大変重要な役割を果たすものと、このように考えております。

子供たちにとっては安全で使いやすいこと、保護者の方にとっては安心して預けられる、そんな施設でなければなりません。

先般、私と佐藤教育長のところに出されたこのたびの要望書であります。統合小学校となる現第六中学校の武道場に放課後児童クラブを常設施設として設置を求め、こういった内容でございました。3クラブの会長さんに加えて、3地区のコミセンの管理運営委員長さん、そして各小学校のPTA会長の方々の連名で出されております。加えて、地元の古山悠生議員、そして島貫宏幸議員、加えて塩井の相田光照県会議員も御同席されました。

私としては、本要望書は地元の総意であると、このように大変重く受け止めておるところであります。ぜひよい形で、地区の方々に御納得いただけるような結論を出すべきだといったことを佐藤教育長にもお伝えしたところでございます。

教育委員会と、また学童を所管する健康福祉部と十分協議していただきながら、最終的には教育委員会の決定となるのだろうと思いますが、遅くとも6月中には方針が決められるものと思っています。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ありがとうございます。

この要望書には、武道場への設置だけではなく、開校準備委員会に学童や子育て支援課が参加することも盛り込まれています。

次に教育長にお伺いしますが、この要望書をどのように受け止めているのか、さらには今の市長の答弁を受けてどのように感じていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 佐藤教育長。

○佐藤 哲教育長 学童施設をどこにということでもありますけれども、先ほど壇上でも申し上げましたが、ちょうど広幡小学校、六郷小学校、塩井小学校の校長と現地を訪れて、実際に小学校の授業を行う場合にどんな使い方ができるのか、心配なところはどこなのか、または学童施設を置くところはどこがいいのかというところを具体的に検討しているところであります。

先ほど市長が述べておりましたけれども、要望書については大変重く受け止めておりますので、真摯に受け止めて、関係機関と調整しながら、早急に教育委員会として判断してまいりたいと考えております。

最初のほうの開校準備委員会への学童の参加ということについては、その部会を設けて開校準備委員会のほうにも参加していただくと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ありがとうございます。

学校が統合しても学童は別々に運営しようとなってもおかしくないような話ではありますが、子供たちの交流であったり安全性、それから保護者の利便性を考えたときに、やはり学童は1つに、しかも占有のスペースを校舎内にとというのが地域の思いだと思いますので、しっかりと酌み取っていただきたいと思います。

さらに、見直しされた適正規模・適正配置等基本計画を見ると、小小連携を進めるとあります。先ほど教育長の御答弁でも1人1台の端末、そういった環境が整ったという答弁がりましたが、実際にこの小小連携について具体的にどのような取組がいつからされるのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 小小連携についてお答えいたします。

小小連携とは、同一中学校区内の小学校同士が連携して教育活動を行う取組です。合同学習、体

験学習、研究発表会などの活動が考えられます。具体的な実践としましては、宿泊学習をまさに3つの小学校合同で行うということ、そのための準備の話し合いですとか活動を一緒に集まってやるなど、そういったことが具体的な実践として挙げられるかと思えます。共通の学びを体験することで、進学の際の中学校生活の不安を軽減する、よりよい人間関係づくりも期待される、また、教員同士が連携することで互いの指導方法を学び合える、そういった効果も期待されると考えております。

今後、市全体として同一中学校区内の小学校同士の連携を進めてまいりたいと考えているところです。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ありがとうございます。

もう1点お伺いしますが、見直された計画の中には、複式学級を向こう5年以内に編制する必要がありますが生じた場合は、統合に向け協議を開始するとあります。本計画の期間としては20年間で、最終的には8校に統合再編することを想定しているかと思えます。

しかしながら、もし仮にこのまま複式にならない状態が各校に続いた場合、この場合は12校となる場合もあるのか。つまりは統合せずに各校が存続する可能性というのはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 このたびの基本計画の見直しにおいては、小学校に関して統合の目標年度については削除しております。そして、複式による学級編制が避けられない状況となった場合には、複式学級とならないように再編統合に向けた検討を開始するとしております。

ですので、議員が今お述べのように、複式が必要にならなければその検討も開始されないということになりますので、場合によっては維持されることもあるかと認識しているところです。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 承知いたしました。

これまで5年間、この計画については地元で説明会を開いたりということで、市民には一定程度浸透しているかと思えます。ただ、この計画が変更されたことによって、先ほど壇上でも述べましたが若干戸惑いを感じている部分もあります。やはり自分の子供がどこの小学校に通うかというのは、自分たちのライフプランを設定する上で、どこに住むのか、どこに家を建てるのか、そういった意味でも非常に重要なポイントになってくるかと思えますので、ここはしっかりと周知していかねばならないと思えますが、これからどのような周知をされていくのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口 博教育指導部長 現在、統合中学校区ごとの統合準備委員会、開校準備委員会が設置され、統合に向けた検討作業をしていただいているところです。また、(仮称)統合小学校の開校準備委員会も間もなく立ち上がるところでございます。そういったところでございますので、まずはその関係者の皆様に基本計画及びロードマップの見直しについて丁寧に説明させていただきたいと考えております。

それ以外につきましては、広報よねざわ、市のホームページ等におきまして、今回の改定について分かりやすくまとめたものを掲載するような形で市民の方々への周知をしてみたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひ誤解や混乱が生じないように、しっかりと周知をお願いしたいと思います。

もう1点。見直された計画には、通学区域に関係なく、市内のどの地区からも通学することを認める、いわゆる小規模特認校についても検討を進めるとありますが、具体的にどのような検討を進

めるのか。私の勝手なイメージだと、統合される広幡・六郷・塩井の小学校であったり、それから興譲小学校あたりがその対象になってくるのかと思えますが、何か今現在考えている方向性などがあれば教えていただきたいと思います。

○相田克平議長 佐藤教育長。

○佐藤 哲教育長 このたびの改定によりまして、学校規模の適正化を図るための一つの手法である小規模特認校について、その有用性と活用について十分な検討を行うとありますけれども、小規模特認校という特例を認めるということは、今まで行ってきた自分の住んでいる地域の学校に通うという大原則をかなり大きく変えてしまうものであることから、慎重に考えているところであります。

令和9年度の(仮称)統合小学校の開校で、複式学級は解消されます。その代わり、市内の学校は全てほぼ小規模校、中規模校になるところであります。特認校にした場合、特認校についてはほかの地域からお子さんが来るわけですので、ありがたいわけですが、逆の立場になれば自分の地域の子供が違う学校に行ってしまうということで、市内全体の小中学校に大きな影響を与えるということでありますので、先進事例などを研究しながら、慎重にその制度設計について検討していきたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 分かりました。

最後の質問にしたいと思えますが、これまで単学級や複式学級では社会性が学べないということで統合が進められてきましたが、一方で、統合することで地域とのつながりや学校の個性が失われてしまうのではないかと危惧するところです。

先日、私も六郷小学校の田植の手伝いに行ってきましたが、この小学校では自分たちで育てた米を給食に使うなど、非常に独自の取組があって、また同じように広幡、塩井でも地域との関わり合

い、それぞれ独自の学校づくりを行っています。

3校が統合されたときに、どのような学校になるかは分かりませんが、やはり学校は地域を映す鏡だと思いますので、ぜひこうした取組を今後も続けていただきたいと思ひますし、他の小学校においても、もし仮に統合という話が出た場合でも、やはりどこの学校でも同じような教育をするのではなくて、その学校その学校ごとの特色ある学校づくりをしていく必要があると思ひますが、この点について教育長に最後にお伺ひして、終わりたいと思ひます。

○相田克平議長 佐藤教育長。

○佐藤 哲教育長 今議員お述べのとおり、市内小中学校がどこの学校も同じようなことをやるのではなくて、その地域の特性を生かした教育を行うということは本当に大切なことであると思ひます。

今回の統合によりまして、子供たちにとっては校区が広がり、新しい学習材、学習資源が広がるという捉え方をしております。例えば松川小学校につきましては関根小学校と統合したわけですが、松川地区のお子さんが関根の普門院や羽黒神社を訪れて学んでいる、紅花の栽培体験をしている、田んぼの先生が山上地区から来てくださっているといったように、広範囲に広がることでさらにその地域を生かした教育活動が展開されております。そのような形で、これから統合が進んだとしても、それぞれの地域のよさを生かした教育活動を展開してまいりたいと思ひております。

○相田克平議長 以上で12番古山悠生議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時31分 散 会

